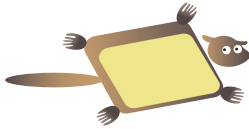


2022年3月増刷版

清く豊かに川は流れる [アジェンダ21桂川・相模川]

私たちは、桂川・相模川の理想像を「清く豊かに川は流れる」とイメージします。私たちは、桂川・相模川を悠久の財産として21世紀に引き継ぐ責務を持っており、失われつつある環境を守り、回復するための行動をします。



桂川・相模川流域協議会

富士北麓より流れ出ずる麓しき桂川・相模川よ 永遠にあれ

「清く豊かに川は流れる」と謳って始まった桂川・相模川流域協議会、当時は美しい川の流れと四季ごとに様々な姿を見せる富士山の景観、そのような自然環境の水の恩恵を受ける誇りを感じながら、流れの負荷を如何にしたら減らすことが出来るかと、日々思いを巡らせながら相模川と桂川を行き来したものでした。

改訂版の発行から20年という月日がたち、桂川・相模川の流域環境の変化を振り返り、113kmの流域が、何か遠い昔の景色を思い起こす感覚に襲われます。地球全体に起きている事象が大きすぎて、流域が小さくなってしまった錯覚に落とし込まれている自分がいるのだと思います。

流域協議会の発足当時は、ゴミの不法投棄や散乱ゴミが大きな問題でした。今は、内陸や海外から波打ち際に押し寄せる、海藻より多いプラスチックの山、地震や気候変動による自然災害、温暖化、そして新型コロナウイルス感染症という全世界的な問題が押し寄せてきていることが現実です。一人一人の努力や力ではどうにもならない状況であるように見えます。どれを取っても、世界中が手を取り合って一刻も早く行動に移すことが大きな問題ばかりです。

川は、人間の生活の負荷の全てを受け止める生命の源です。桂川・相模川の環境負荷に取り組むことが、持続可能な世界へと繋がる一歩と確信しています。今こそ市民、事業者、行政が互いに利害を超えた連携で、行動へと前進する時だと思います。これからまた20年先に、富士山と富士北麓に広がる森林地帯から流れ出した桂川・相模川の行き先、河口、相模湾から再び富士山の雄姿をどういう心情で眺めることができるでしょうか。青く美しい海と、海の向こうの美しい富士山が一体となった景観に、清く豊かに流れる川を想像できることを望んでいます。

桂川・相模川流域協議会代表幹事

倉橋 満知子

I 桂川・相模川の現況 4

- 1. 水系の概況 4
- 2. 流域の自然環境 4
- 3. 水利用の歴史と現況 5

II アジェンダ21桂川・相模川 6

- 基本理念 6
- セクション1 実施主体 7
 - 第1章 市民の参加と役割 7
 - 第2章 事業者の参加と役割 7
 - 第3章 行政の参加と役割 8
 - 第4章 流域協議会 8
- セクション2 行動指針、行動計画 10
 - 第5章 はじめに 10
 - 第6章 良好な森づくりを進めます 11
 - 第7章 多様な生物との共生を基本とします 14
 - 第8章 水質・水量の保全を進めます 18
 - 第9章 散乱ごみや不法投棄のない地域及び
プラスチックごみ削減の地域づくりをめざします 21
 - 第10章 開発事業や公共事業においても
環境の視点を重視していきます 25
 - 第11章 市民、事業者、行政が連携し、「地域循環共生圏」の
共創に取り組んでいきます 30

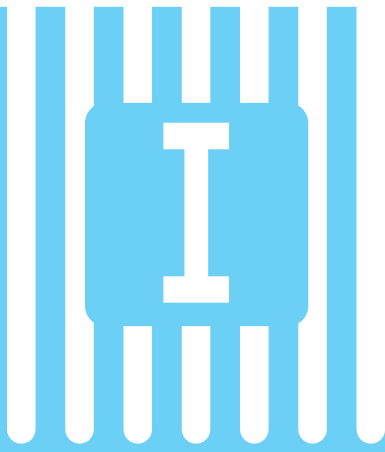
III アジェンダ21桂川・相模川とは 34

- 1. 地球サミットとアジェンダ21 34
- 2. ローカルアジェンダ21 34
- 3. アジェンダ21桂川・相模川策定の経緯 35
 - (1)背景 35
 - (2)行政のかかわり 35
 - (3)市民のかかわり 37
 - (4)事業者のかかわり 38
 - (5)検討委員会での議論 38
 - (6)桂川・相模川流域協議会における議論 39
- 4. アジェンダ21桂川・相模川の意義 39

桂川・相模川流域図

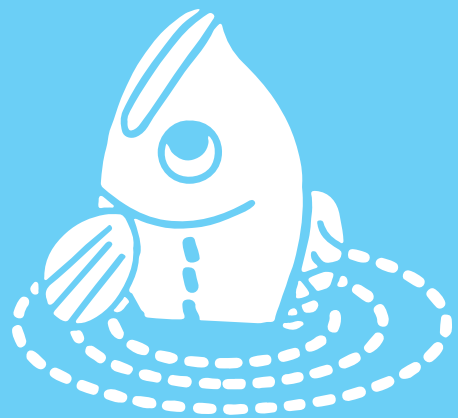
2002年3月改訂版に掲載していた地図

(国土交通省:https://www.mlit.go.jp/river/toukei_chousa/kasen/jiten/nihon_kawa/0309_sagami/0309_sagami_00.html)を加工して作成



桂川・相模川 の現況

- 1 水系の概況
- 2 流域の自然環境
- 3 水利用の歴史と現況



1

水系の概況

桂川・相模川は富士五湖の一つである山中湖を水源として、山梨県、神奈川県を流れ相模湾に注ぐ全長113km、流域面積1,680km²の一級河川です*¹。山梨県内では桂川、神奈川県内では相模川と呼ばれています*²。

主な支川としては、上流から順に、宮川(19.7km)、柄杓流川(9.6km)、笹子川(15.7km)、葛野川(24.5km)、鶴川(26.3km)、秋山川(24.0km)、道志川(44.2km)、鳩川(16.1km)、中津川(32.8km)、永池川(8.5km)、目久尻川(19.9km)、小出川(12.7km)、などがあげられます。また、山中湖をはじめ河口湖、忍野八海、明見湖などの天然湖沼や松姫湖、ふかしろ湖、相模湖、津久井湖、奥相模湖、城山湖、宮ヶ瀬湖などの人造湖があります。

<用語解説>

*¹ 全長は、幹川流路延長をいう。数値は国土交通省見解。資料によっては若干異なる数値を示しているものもあります。また、相模川の地質的な歴史を考慮して、金目川水系も相模川水系に含める考え方もあります。(平塚市博物館「相模川辞典」<1994>)

*² 河口付近では馬入川という呼称もあります。

[2022年3月一部改訂]

2

流域の自然環境

●地形について●

桂川・相模川は、上流域では富士山と御坂山地、丹沢山地、大菩薩山地などの山並みに囲まれて、これを縫うように大小の支川が合流して流れています。富士山の裾野にある富士吉田市を除くと、このあたりの町は、河川に沿った河岸段丘の上を中心に発達しています。

一方、中流域の相模原市緑区旧城山町から下流にかけての左岸側には、相模野台地と呼ばれる弧状の台地が広がり、また、さらに厚木市から河口にかけては河川に沿って沖積低地が広がっています。中流から下流にかけての市街地は、こうした台地や低地の上に発達しています。

これらの地形はいずれも、桂川・相模川の永続的な堆積・浸食作用によって形づくられたものです。流域の人々の暮らしは、水を利用すること以外にも、桂川・相模川から恩恵を受けています。

●動植物について●

流域面積のおよそ66%、1,116km²は森林が占めています。この流域には本来、標高800m付近まではシラカシやモミ、標高800~1,500m付近まではブナ、ミズナラ、1,500m以上ではシラベやコメツガなどをそれぞれ主とする森林(自然植生)が発達すると考えられていますが、人間の長年にわたる利用によって、これらの植生は衰退し、かわってクヌギ、コナラ、ヒノキ、スギ、アカマツなどの森林(代償植生)が広い面積を占めています。

流域の森林は、ツキノワグマやクマタカといった大型鳥獣をはじめ、多種多様な動物の生息地となっていますが、全体的に衰退傾向にあるといわれています。

神奈川県の河川敷には、鬼怒川と多摩川、そして相模川水系にしか現存しない絶滅危惧種のカワラノギクが生育しており、草刈りなどの保全活動が行なわれています。

河川においても、魚類や水生昆虫類などが豊かに生息していることが報告されている一方で、生息環境の悪化や放流魚などによる影響も考えられています。また、川には湧水やわんど、滝、砂礫地など特有の環境に依存した貴重種、希少種も少なくありません。

これらの動植物の実態については、神奈川県では比較的判明してきていますが、山梨県では調査を進めています。

[2022年3月一部改訂]

●水質について●

河川の有機的な汚濁の指標となるBOD(生物化学的酸素要求量)でみると、桂川・相模川の本川は比較的良好な数値を示していますが、中下流域の市街地を流れる永池川などの支川で汚濁がみられます。上流域では、比較的清潔な支川が数多くありますが、人家の集中している地域の宮川は、平成19年度まではBODの数値が環境基準を超過していました。しかし、下水道や合併浄化槽の普及により、平成20年度以降、環境基準を達成しています。このようにやはり、人間の暮らしが河川水質の汚濁に少なからず影響を与えていると考えられます。

[2022年3月一部改訂]

3

水利用の歴史と現況

桂川・相模川の水資源開発の端緒は、古く17世紀の半ば、郡内領*1主、秋元但馬守泰朝が谷村用水を開削したこととされますが、近代的な開発は明治の時代に始まります。1887年(明治20年)には、横浜市水道が給水を開始し、1904年(明治37年)谷村電燈三の丸発電所に続く1906年(明治39年)東京電燈の駒橋発電所は、我が国初の本格的な水力発電所となるものでした。

その後、流域の人口の増加や産業の発展、特に、中下流域の都市化や京浜工業地帯の工業発展に伴って大量の用水を確保する必要性が生じたことから、相模ダム、城山ダムなどを築造しました。このように、桂川・相模川の水資源開発は、その当初より、流域だけでなくその他の地域の生活や産業をも支える資源として位置付けられていました。

城山ダムが完成した時点における桂川・相模川の開発率(利用率、河川流量に対する水道水や灌漑用水などの割合)は62%でしたが、深城ダムや宮ヶ瀬ダムが完成し、相模取水堰が稼働すると、80%に達すると計算されてきました*2。

しかし、宮ヶ瀬ダムの供用開始と同時に、寒川堰で河川維持用水を取水してきた緊急暫定水利権が消滅したので、実質的には72%の開発率という計算になります。

いずれにしても利根川でさえ開発率50%を超えることはなく*2、桂川・相模川は、我が国で例を見ないほど利用されている河川だといえます。

<用語解説>

*1 現在の山梨県都留市、大月市、上野原市のあたり。谷村用水は都留市にあります。

*2 宮村忠「相模川物語」(神奈川県新聞社、1990)

アジェンダ21

桂川・相模川

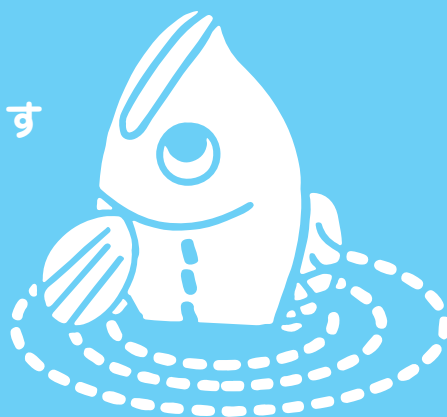
基本理念

■ セクション1 実施主体

- 第1章 市民の参加と役割
- 第2章 事業者の参加と役割
- 第3章 行政の参加と役割
- 第4章 流域協議会

■ セクション2 行動指針、行動計画

- 第5章 はじめに
- 第6章 良好な森づくりを進めます
- 第7章 多様な生物との共生を基本とします
- 第8章 水質・水量の保全を進めます
- 第9章 散乱ごみや不法投棄のない地域及びプラスチックごみ削減の地域づくりをめざします
- 第10章 開発事業や公共事業においても環境の視点を重視していきます
- 第11章 市民、事業者、行政が連携し、「地域循環共生圏」の共創に取り組んでいきます



アジェンダ21桂川・相模川

●基本理念●

私たちは、桂川・相模川の将来像を「清く豊かに川は流れる」とイメージします。

河川の豊かな水は、多くの生物を育み、生物はまた、水を自然浄化します。清流は、ただ清らかに澄んでいるだけではなく、流れることによって、豊かで多様な生物の共存を可能にしています。

桂川・相模川は、これまで、清く豊かな流れによって森と海を結び、空と地表と地下をつなぎ、多様な生物と人間を共存させ、地域の風土と文化、経済の中心になってきました。

しかし20世紀半ば以降、首都圏の周縁をなす流域とその周辺の人口の増加、社会経済の急激な発展を背景に、水需要が増大し、川の水が大量に使用されるとともに、汚濁物質が流入するなど、桂川・相模川の水量の減少と水質の悪化は大きな問題になっています。また、治水事業・利水事業は、私たちの安全で快適な生活の確保に役割を果たしてきましたが、反面では、生物の生息・生育環境を含めた自然環境に大きな影響を与えています。

私たちは、古くから桂川・相模川の恩恵を一身に受けてきました。そして、今日、桂川・相模川は、流域の住民はもとより、その恵みを受けているすべての生物と人々、あらゆる主体にとっての共有財産となっています。

こうした認識のもとに、私たちは、桂川・相模川を悠久のものとして将来の世代に引き継ぐため、市民、事業者、行政の合意に基づいて、次のことを基本理念として、「アジェンダ21桂川・相模川」を策定し、実行していきます。

- (1) 私たちは、清く豊かに流れる桂川・相模川の恵みの中で、健康で安全かつ文化的な生活を営む権利を有するとともに、この川の恵みを将来にわたって子孫とすべての生物が公正に受けられるよう継承する責務がある。
- (2) 私たちは、流域に関わるすべての人々の社会経済活動や生活様式が桂川・相模川に大きな負荷を与えていることを認識し、これらを環境の視点から見直し、豊かで多様な生命を育むことができる、環境への負荷が少ない持続可能な発展を基調とした環境保全型社会を形成するよう行動する。
- (3) 私たちは、桂川・相模川に係わるすべての事業活動において、地域の自然的社会的条件にに応じて、その計画段階から、良好で健全な自然環境の保全・回復を重視し、生活環境及び社会環境についても、総合的に配慮する。
- (4) 私たちは、上流と下流、市民と事業者と行政など、様々な立場の違いを越えて互いに交流を深めながら協働するとともに、自らの責務を自覚し、各々の役割分担と公平な負担のもとに、自主的かつ積極的に行動する。
- (5) 私たちの行動の前提として、情報の共有化が必要であり、桂川・相模川に関する市民、事業者、行政の情報は、公開を原則とする。

私たちは、桂川・相模川に係わる政策や事業の立案と推進にあたって、桂川・相模川に関心と利害を持つすべての主体の参加を得て行われるよう努力する。

1999年9月14日策定

●セクション① 実施主体

第1章 市民の参加と役割

河川は、市民*1の共有財産であり、また、日常の市民生活が河川に及ぼしている影響の大きさを考えると、市民の参加なしにアジェンダの推進は不可能です。

すべての市民は、河川の恵みを楽しむ基本的な権利を持っていますが、同時に、他人の権利を侵害しない責務や、将来の市民に河川の恵みを引き継いでいく責務などを有します。

また、今日の環境問題を引き起こしている人類という種として、他の生物の生存を守る責務もあると考えられます。

市民は、桂川・相模川流域協議会(以下「流域協議会」という。)において市民部会を構成し、アジェンダを推進するとともに、自力で実施可能なものについては積極的に努力していく必要があります。

市民の中には、さまざまな社会的グループ*2が含まれており、アジェンダを推進していく場合には、各グループの特性に応じた参加の仕組みを考える必要があります。

第2章 事業者の参加と役割

事業者とは、流域で事業活動を行っている企業等*3をさします。事業者の努力や創意は、社会の安定や豊かさを支える基盤となっており、事業者の自由な事業活動は原則的に保証されていなくてはなりません。その一方で、事業活動は環境資源の消費、利用の上に成り立っているという現実もあります。

その意味で、事業者が環境へ与える負荷は大きなものですが、裏返せば環境保全への取り組みの効果も大きなものが期待されます。

このため、アジェンダを推進するには、事業者の参加が不可欠です。

事業者は、流域協議会において、事業者部会を構成し、アジェンダを推進するとともに、自力で実施可能なものについては積極的に努力していく必要があります。

今日の資本主義社会の中で、持続可能な発展を基調にした環境保全型社会を築いていくために事業者に求められている期待と責務は極めて重大です。

<用語解説>

- *1 ここでの市民とは、桂川・相模川流域協議会において、行政部会あるいは事業者部会に所属しないすべての地域住民、市民団体をさします。地理的に流域に居住する人だけでなく、飲料水なども利用している人、釣りやレジャーで利用している人なども含みます。
- *2 アジェンダ21で示された言葉。アジェンダの策定に当たっては、この社会的グループについては十分な議論はされていませんが、例えば、労働者や労働組合、市民団体、主婦、研究者や研究団体、地方議会議員、上流の市民と下流の市民、無関心な人々といったグループについて、それぞれの役割や参加の仕組みを考えていく必要があります。
- *3 公営企業や行政の出資している企業体、第3セクターも含みます。また、1企業だけでなく、企業団体も含みます。

第3章 行政の参加と役割

行政とは流域の市町村、県、国をさします。行政は、各種施策の執行機関として、よりよい社会を創るために大きな責務と、法制度に裏付けられた権限を有しています。アジェンダを推進するためには、行政が参加するとともに、情報公開や市民、事業者の参加を促す役割を担う必要があります。

流域協議会において、行政は、行政部会を構成します。

[市町村の役割]

流域には19の市町村があります。市町村は、市民にとって最も身近な行政であり、アジェンダの推進には参加が不可欠です。特に地域の問題について、市民、事業者と協力して積極的に地域協議会に参加したり、近隣の市町村と問題解決を図る必要があります。また、その際、市町村レベルで話し合いに必要な担当部局の参加を促すことも必要です。

[県の役割]

山梨県、神奈川県は、アジェンダの発起人として、これを積極的に推進する責務があります。また、両県には、法律や条例に基づいて、広域的な観点から役割を果たす必要があります。桂川・相模川の流程の大半は両県が管理者となっています。

[国の役割]

国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所は、河川法を通して相模川を直接管理する機関であり、河川環境の保全と整備に関する施策を直接推進する役割を担っています。アジェンダの推進のために、河川法に基づき総合的な視点から役割を果たす必要があります。

国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所のほかに、流域に関する国の機関についても参加を求めています。

[2022年3月一部改訂]

第4章 流域協議会

アジェンダを推進する機関として、流域協議会を設置しました。

[流域協議会の構成メンバー]

流域協議会は、市民、事業者、行政により構成されます。桂川・相模川流域に係わるすべての人がいつでも自由に参加することができるように、流域協議会には、市民部会、事業者部会、行政部会の3つの主体別部会が設けられています。流域協議会の会員は、それぞれ該当する部会に参加することになります。

[流域協議会の目的]

流域協議会の目的は、アジェンダを推進することにより、桂川・相模川の流域の環境保全を行い、流域に持続可能な発展を基調とした環境保全型社会を築くことにあります。

[流域協議会が行う事業]

流域協議会では、目的を達成するために以下の事業を行います。

①アジェンダの策定、推進、評価及び見直し

具体的な行動計画や目標を順次策定・事業推進を行います。

また、アジェンダの達成状況を評価し、必要に応じてアジェンダの見直しを行います。

②桂川・相模川の流域の環境保全を図るための事業

行動計画として合意された事業などを行います。例えば、クリーンキャンペーンや指標生物による生物調査などを実施します。

③流域協議会の会報誌の発行

④その他流域協議会の目的達成のために必要な事業

[幹事会]

流域協議会では、市民、事業者、行政の3者間の協議を行うため、幹事会を設けます。

幹事会に参加する幹事は、3つの主体別部会及び地域協議会から選出され、それぞれの主体別部会や地域協議会の中で話し合われた内容を協議し、合意の形成を行います。

[監事]

流域協議会には、会計、会務に関して監査を行うために、各主体から監事を選出します。特に、流域協議会が行う事業について監査を行うことは、総会で決定された活動を点検し、成果を明らかにしていく意味で大切なことです。

[地域協議会]

桂川・相模川の流域は、広い面積にわたっており、地域によって環境や社会の状況は様々です。このため、流域環境の保全を効果的に行うためには、地域の状況に合わせた取り組みが必要となる場合があります。生活圏を単位に環境保全を考える方が、より具体的な取り組みにつながります。

そこで、流域協議会の中には地域協議会を設置することができます。地域協議会は、市町村や、支川単位、またはいくつかの市町村にまたがって設置することを想定しています。地域協議会の運営については、各地域協議会が定めることになっており、地域の実情に合わせた独自性のある運営が行われています。

2022年3月現在、桂川源流地域協議会、桂川東部地域協議会、桂川・相模川さがみ地域協議会、相模川湘南地域協議会及び相模川よこはま地域協議会が設置され活動しています。

[2022年3月一部改訂]

[専門部会]

幹事会には、流域の環境保全に関し専門的な検討を行うため、必要に応じて専門部会を設置することができます。専門部会には、扱う専門的な課題に関係ある主体が参加し、必要に応じて専門家の出席・協力を求めることができます。専門部会での検討結果は、幹事会に報告されます。

2022年3月現在、アジェンダ策定のための専門部会が設置されています。

[公開の原則]

流域協議会を開かれたものとするため、必要な情報は共有することとし、各部会及び協議会の議事内容も公開とします。

●セクション② 行動指針、行動計画

第5章 はじめに

「アジェンダ21桂川・相模川」は、基本理念、課題、行動指針、行動計画により成り立っています。このうち行動指針、行動計画には、桂川・相模川が抱えている課題や問題点に対して、清く豊かな桂川・相模川を実現するための方向性と対策、そして市民、事業者、行政が取り組んでいくべき行動が書かれています。

アジェンダが実効性をもち、各主体が約束ごととしてこのアジェンダを遵守していくためには、各主体の合意に基づく策定作業が必要とされます。ここには市民、事業者、行政の各主体による3年有余の時間をかけた真剣にして熱心な合意のための協議の成果が書かれています。

次は行動です。各主体が、実行のための具体的な実施のための計画を策定し、行動指針、行動計画に基づく具体的な活動を順次実行していかなければなりません。実行の過程では、評価と見直しの作業も必要になってくるでしょう。また新たな課題や問題点が出てくる場合もあるかも知れません。協議の時間が足りず、いまだ積み残されている課題もあります。これからも清く豊かな桂川・相模川の実現のために鋭意努力していきましょう。

[項目の設定]

第6章から第11章には、流域環境保全を進める上で重要な課題、行動指針、行動計画が、「森づくり」、「生物との共生」、「水質・水量の保全」、「ごみのない地域づくり」、「開発・公共事業」、「連携した取組み」といった6つの項目に分類されて書かれています。

各項目のすべての内容は、清く豊かな桂川・相模川を実現するために必要なものであり、市民、事業者、行政の多くの人々が、それぞれの立場から、流域の環境を自らの問題として認識し、取り組んでいくことが大切です。

これらの各項目は、それぞれの項目が独立して存在するというものではなく、互いに関係しているものもあります。例えば森林の保全は、「森づくり」という切り口で検討されていますが、同時に「生物との共生」や、長い目で見れば「水質・水量の保全」にもつながり、明瞭な境界線を引けないものがあります。

[現状と課題]

それぞれの項目に関係する桂川・相模川の現状やその背景、抱えている課題などについて概略をまとめてあります。ここには、現状を説明するデータ等も若干載せてあります。

[基本的方向]

項目ごとの課題解決のための基本的な考え方が、項目ごとにまとめられています。

[検討事項]

ここには、具体的な課題の設定、これに対する行動指針・行動計画を策定するうえで、検討が必要と思われる事項をまとめてあります。清く豊かな桂川・相模川を実現するためには、今後とも、これらの事項を流域協議会で検討し、順次実行に移していくことが不可欠です。

中には、現行の制度や科学技術などの制約により、すぐに実行することは困難ではないかと思われるものも含まれています。そうした実現可能性の有無にかかわらず、様々な角度から課題解決のための方策を議論しておくことも大切です。

〔課題、行動指針、行動計画〕

この部分が、今回の改訂にあたって基本理念とともに新しく追加された部分です。課題、行動指針、行動計画が基本理念を含めてアジェンダの中心を構成するものです。

○行動指針は対策の方向性を示すもの

「行動指針」とは、目標を達成するために、各主体が実際にどのような行動ができるかを表すもので、いわば、対策の方向性を示したものとと言えます。

○行動計画は行動指針が計画的に行われるものとした場合のもの

各主体は、対策の方向性を実現するものとして、具体的な行動を進めていくことになりますが、その行動が計画的に行われるとした場合に、「行動計画」として、位置付けられるものです。

また、市民、事業者、行政が連携・協力して取り組むものとして定義することもできます。

第6章 良好な森づくりを進めます



<現状と課題>

森林は、木材やきのこ、薪を生産する機能、水を貯えたり、水質を浄化する機能、土砂流出を防止する山地災害防止機能、気候緩和、大気浄化、騒音防止などの生活環境保全機能など、私たちの暮らしと深く関わっています。

また、自然学習や心身をリフレッシュする森林浴やレクリエーションの場、多様な生物の生息の場であるなど流域の大切な財産です。

しかし、森林を守ってきた山村地域は、長引く木材価格の低迷による林業経営の不振、人口の都市集中による過疎化、住民の高齢化の進行など厳しい状況に置かれており、森林所有者の山離れや林業従事者の減少により、森林の手入れが進まず森林の持つ様々な機能の低下が懸念されています。

また、都市地域では開発により平地林が姿を消しており、身近な自然が失われつつあります。

森林の役割を認識し、流域の財産として位置付け、森林の多様な機能を良好に維持、保全しながら、次の世代に引き継いでいくことは、現在に生きる私たちの責務です。

こうしたことから、山梨県では、平成24年度から「森林環境税」を、神奈川県では、平成19年度から「水源環境保全税」を導入し、森林の有する多面的機能が発揮される森づくりを進めています。

さらに、平成31年4月、森林経営管理法が施行され、市町村は、経営管理されていない民有林の経営管理権を取得し、そのうち林業経営に適さない森林については、森林環境譲与税を活用して、自ら間伐等の森林整備を実施することとなりました。

山梨県における森林面積の推移

単位:ha

年 度	1980年度	1990年度	2000年度	2010年度	2020年度
森林面積	347,460	348,378	347,702	347,576	347,498

(山梨県林業統計書)

神奈川県における森林面積の推移

単位:ha

年 度	1980年度	1990年度	2000年度	2008年度	2020年度
森林面積	95,250	98,332	95,415	94,902	94,701

(神奈川県地域森林計画)

注1) 森林面積の減少は、一部ダム建設や採石場の開発などを除き、主に平地林の減少によるものである。

注2) 1990年度の森林面積の増加は、空中写真利用による精度向上等によるものである。

<基本的方向>

水資源のかん養や山地災害の防止、地球温暖化対策におけるCO²の削減など森林の公益的機能を将来にわたり享受するには、これらの森林を守ってきた山村に活力を取りもどすとともに、上流と下流の広範な関係者は、連携を強化し、協力して良好な森林づくりを進めていきます。

各自治体に配分される「森林環境譲与税」と、各県で進められている「水源環境保全税」「森林環境税」が適切に機能するように協力していきます。

また、生物の多様性を育む森林づくりを進めていきます。

[検討事項]

- 林業は、生産コストが上がる一方で、収入源である木材の販売コストが低迷*していて、森林づくりの担い手である森林所有者の自助努力だけで行うには限界があり、市民や行政など、流域の各主体による支援が必要です。

森林を流域の財産と位置付け、持続可能な森林経営をめざし、流域で生産される木材の利用や複層林施業、天然林施業の推進など流域全体で対策を進めていく必要があります。

※ただし、新型コロナウイルス感染症拡大をきっかけに、アメリカの住宅建設需要増等の影響などにより、木材価格が上昇。国内でも2021年に入ってから、木材価格が高騰する、いわゆる「ウッドショック」が発生。

- 近年(山梨県では令和元年度、神奈川県では平成29年度から)、カシノナガキクイムシという在来の甲虫が運ぶナラ菌(病原菌)により樹木が枯死する樹木の伝染病(いわゆる「ナラ枯れ」)による被害が、流域でも多く報告されています。

豊かな地下水を育むには、森林が健康でなければならないので、今後の状況を注視していく必要があります。

- 身近な環境を観察すると、カブトムシやクワガタムシがいた平地林がなくなったりしていることに気が付きます。

また、ニホンジカによる森林の被害やニホンザルやイノシシによる農作物の食害が多くなっていることから生物の生息環境の変化が起きていると考えられます。

野生生物との共生という視点から人間の様々な行為を見直していく必要があります。

- 森林への関心が高まっており、植林や下草刈りといった森林体験を求める人々が増加していますが、さらに、森林体験指導者の育成や学びの場の確保、森林のボランティアの育成などを進め、森林づくりの大切さを多くの人々に実感できる仕組みを作っていく必要があります。また、森林浴や自然観察の場の確保とともに、自然解説者を養成し、森林への理解を深め、森林に親しめる機会を増やすことが大切です。
- 流域には、山地災害の発生する恐れがある地区が存在するため、砂防ダムや治山堰堤・山腹の植生回復などの防災工事が行われていますが、危険地域への居住を制限するなど、ソフトな対策も併せて行う必要があります。
- 令和元年度に譲与が開始された「森林環境譲与税」を用いて、流域の良好な森づくりにつなげるため、効果的な活用について、両県の市民・事業者・行政が連携して取り組むよう協力していきます。

健全な森林のサイクルの図



[2022年3月一部改訂]

林野庁：森林・林業白書より

●課題

清く豊かな水を育む森づくり

「森林環境譲与税」「水源環境保全税」「森林環境税」の活用が急務である

- ①100年先を見越した、森林政策の理念が必要である
- ②土地条件を考慮した適地・適木・適施業の推進が必要である
- ③適正な土地利用による森林保全が必要である

手入れ不足による人工林の荒廃など、緑のダムとしての森林機能の低下が心配される

流域で取り組む森づくりが必要である

●行動指針

自治体と連携し健全な森林経営の確立に努めます

森林のありかたを探り、適正な森林の保安全管理を推進します

水源かん養など公益的機能の高い森林づくりを進めます

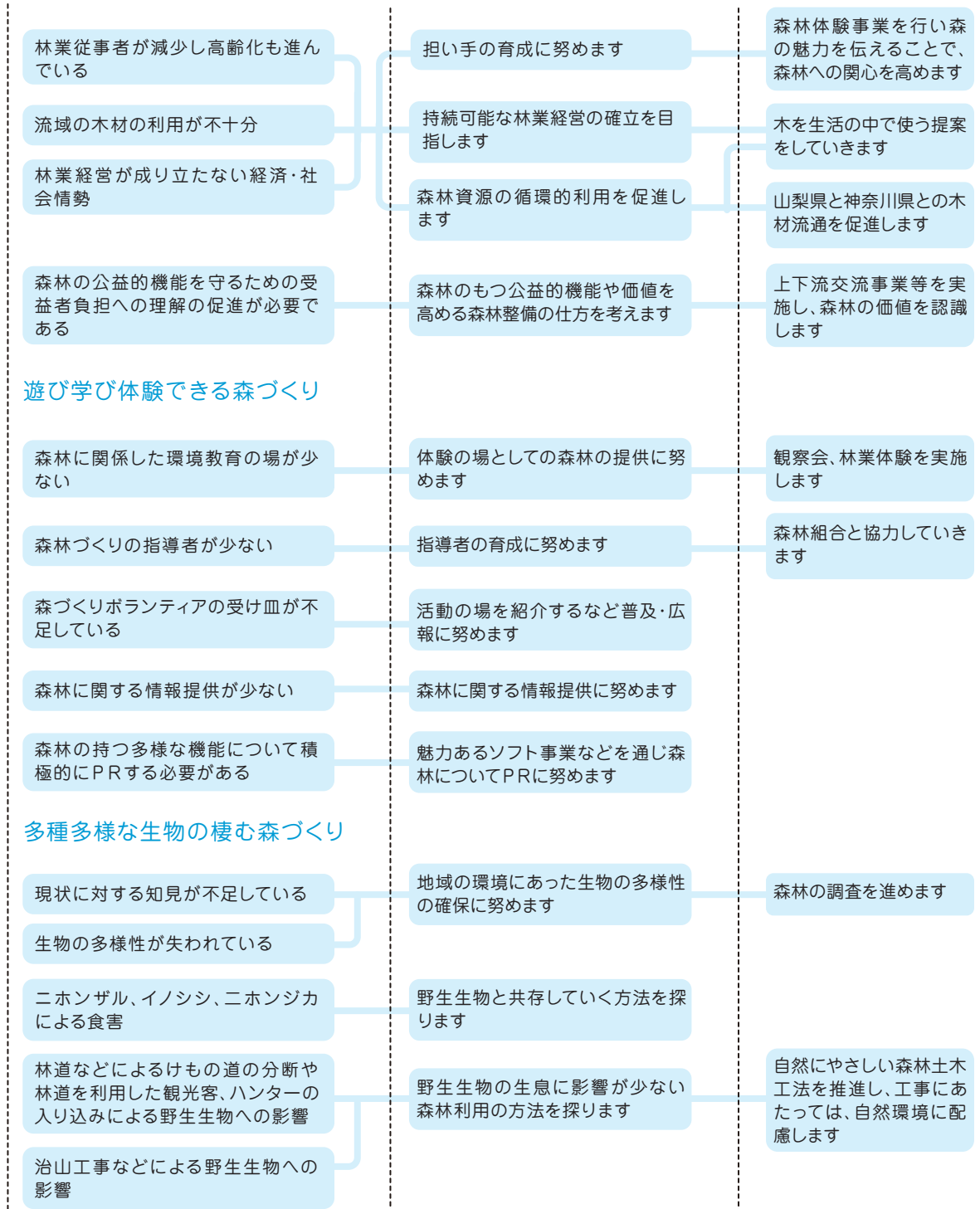
●行動計画

流域の財産である「森林」からの材を、都市部とも連携して循環させていきます

流域を基本にした地域森林計画等を策定します

森林と水源の関連を市民に伝えます

森林体験事業を行います



第7章 多様な生物との共生を基本とします



<現状と課題>

桂川・相模川とその流域には、絶滅危惧種*1などを含め、多くの種類の動植物が生息・生育しています。しかし、都市化や開発による生息域の減少、水質汚濁や水量の減少による生息環境の悪化、その他種々の影響が懸念されています。

例えば、相模川には、関東地方に生息する主な淡水魚が一通りそろっているとされていますが、ダムや堰による遡上、降河の阻害、河川改修等による産卵場所の減少、魚類への死事故が問題となっています。

また、ある程度汚濁に耐えるギンブナやコイなどの魚類が増えていることや、河口域に入り込む海水魚が多いこと、人為的な移入放流による在来種への影響など、魚類相の変化についても指摘されています。^{*2}

河川には、魚類だけでなく、藻類や水生昆虫、鳥類、哺乳類など多くの動植物が生息・生育しており、食物連鎖など有機的な関係が成り立っています。上流域にいくと、さらに、川と森との関係も密接になります。生物との共生では、これらの関係を断ち切らないことも大切だと考えられています。

また、河川には湧水やわんど、滝、中洲、ヨシ原、河原といった特有な環境があり、こうした環境と強く結び付いた生物も少なくありません。近年では、これらの生物の衰退にも警鐘が鳴らされています。

川や森は、私たち人間だけのものではないということを自覚して、常に生物との共生という視点をもっていくことが求められます。

<用語解説>

- *1 環境省編レッドデータブック(2014)、神奈川県レッドデータ生物調査報告書(2006)、神奈川県レッドリスト<植物編>2020、2018山梨県レッドデータブックで対象となっている種などがあります。
- *2 平塚市博物館「相模川事典」(1994)、神奈川県レッドデータ生物調査報告書(前掲書)

<基本的方向>

現存する良好な自然環境を保全するとともに、改善が必要な地域については、野生生物の生息・生育に適した自然環境への転換を図っていきます。

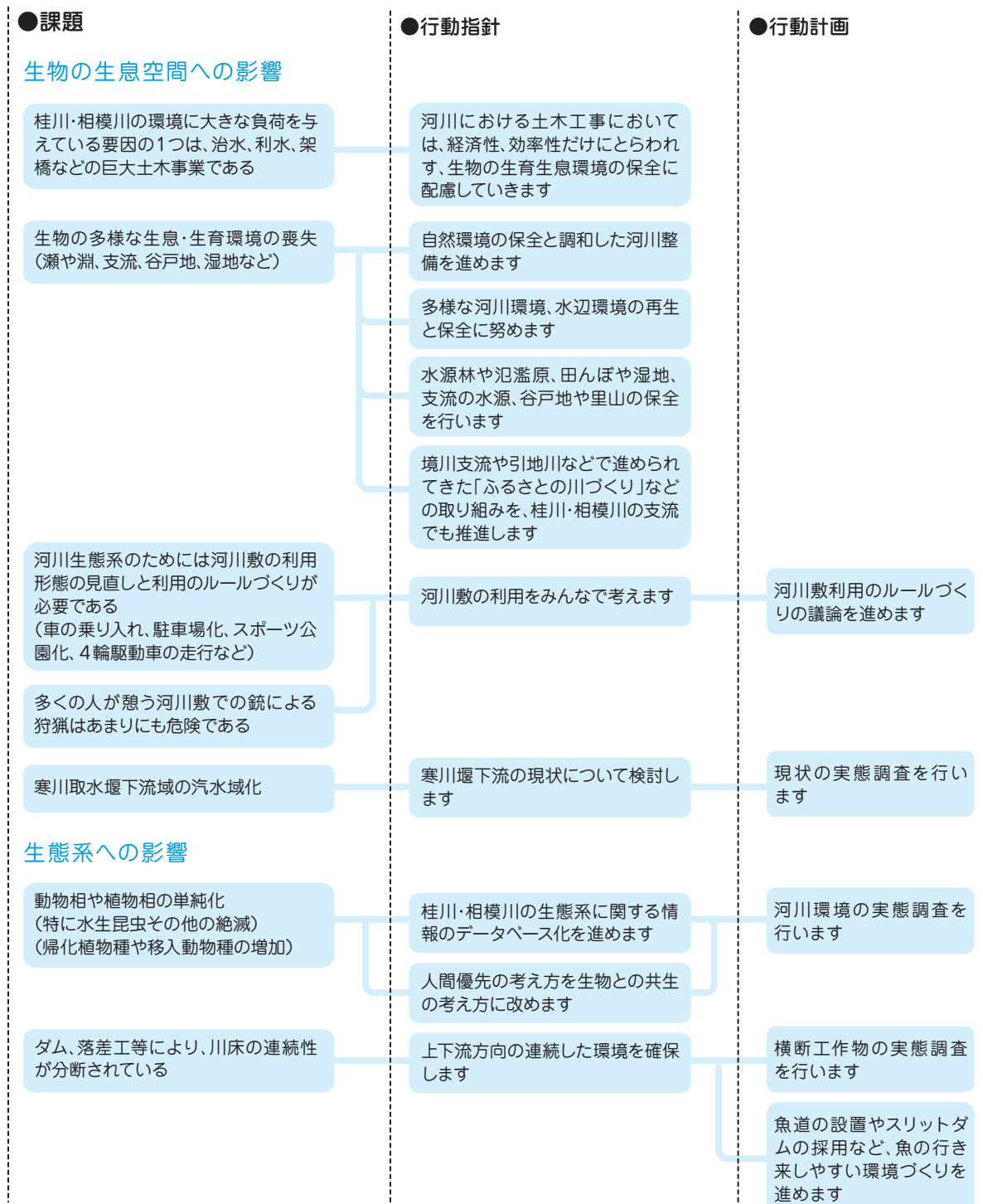
人工的な構造物による野生動物の棲息空間の分断を避けるよう配慮するとともに、基礎的な情報収集など調査を実施していきます。

[検討事項]

- 身近な雑木林や里山などを守り、河川の自然形状、湧水、自然堤防など回復を行うことにより、生物の生息・生育環境を保全し、また、併せて、絶滅危惧種など及び植物群落等を保護していく必要があります。
- 堰堤などに魚道を設置したり、陸上動物の生息場所を森林でつなぐなど、生物の生息・生育環境の空間的連続性の確保を図り、流域の生態系を回復する必要があります。
また、生態系を保全するため、水質の保全や水量の確保が重要な課題です。
- 流域の動植物について調査を継続し、その成果に基づいて生態系の保全対策について検討していく必要があります。
- 農薬、合成洗剤などその他の化学物質が生物に与える影響について考える必要があります。
- 生物の生息環境は、河川であれば河川工事、陸域であれば、開発工事などの影響を少なからず受けます。このような工事を進める際には、住民や専門家などの意見を十分に反映した形で工事実施を進めるべきであると市民から提案されています。この提案は、河川法改正に伴い、今後、どのような形で実現していくかについて議論が必要です。

- 新河川法・政令の施行に伴い、河川管理のあり方について新たな展開が求められる時期でもあるため、河川空間利用のあり方、車両乗り入れ規制区域の指定、利用ルールの検討など、生物との共生に配慮した河川敷の利用方法や桂川・相模川における在り方について検討する必要があります。

[2022年3月一部改訂]



桂川・相模川の(陸域の)生態系が分断されている

斜面緑地や河畔林など、生物の生息環境としての緑の復元に努めます

地域に合った樹種による緑のベルトづくり等により上流と下流をつなげます

生物の生息空間としての水環境の悪化

水量の減少
(桂川での発電用取水)
(相模川での上水道工業用水取水)

生き物への影響についても配慮します

水質の汚染
(化学物質の水生生物に対する影響など)

流域の自然環境の衰退

里山や屋敷林が消え、流域の宅地化が進み、地下水が減少している

里山や屋敷林など流域の緑を保全します

雨水浸透ますの設置や透水性舗装などに努めます

河川生態系の基盤をなしている河原植生や河畔林などが衰退している

潜在植生の生育できる場の確保(ゾーニング等)に努めます

水辺林(溪畔林、河畔林)の育成を図ります

流域の緑が少ない

地域の植生に合った緑化を進めます

生物に親しむ河川敷と環境学習

環境学習の場として、フィールドが生かされていない

環境学習のフィールドを整備・確保し、広く紹介します

社会教育における環境学習の不足

地域の教育関係者と連携を持つなど、子どもから大人まで河川と親しむ方策を進めます

環境学習指導者が少ない

自然環境保全、観察の指導員の育成を進めます

地域で活動する団体との協力や、支援と相互交流を進めます

環境教育は子どもの頃から

遊び、学び、冒険心、いやし、感性、創造性を育むとともに自己責任も養います

各地域での多様な実践の場の確保を図ります

農業の重要性の認識を学校で

幼児教育に自然と親しむ機会を企画します

ツアー&ウォッチングの有効利用を図り、地域の子供たちとの交流を進めます

農業の持つ公益性について、その価値を学び、市民や小中学生等と協働していきます

総合的な学習の時間などを活用し、小中学生の農作業体験学習を進めます

第8章 水質・水量の保全を進めます



<現状と課題>

桂川・相模川の流域には約130万人の人々が暮らし、約79,000の事業所が活動しています。

相模川の水は、流域の市町村だけでなく、横浜市、川崎市、横須賀市など相模川の流域外にも水道用水として供給され、神奈川県内の水道水の約6割をまかっています。

桂川・相模川は、源流の観光地である山中湖から相模湾に注ぐ河口まで、生活排水や産業排水の影響を受けています。特に、人口が集中する都市部を流れる支川において、水質汚濁が確認されています。

また、神奈川県の水がめである相模湖・津久井湖では、夏期を中心に「アオコ」などが発生し、水道水源のかび臭や浄水処理障害の原因にもなっています。

桂川・相模川は、流量が豊富で安定していたので、過去から主として発電、農業、都市用水などとして取水が行われてきました。

人口の増加や生活様式の変化等による水需要量の増加、森林の手入れ不足や土地利用の変化によるかん養機能の劣化、ここ数年の少雨化などから、全体として流量が少ないと感じられるようになっていきます。また、湧水の枯渇や減少もみられます。

一方、地盤沈下について、最近では一部地域で局地的な沈下が認められるものの、全体として沈静化の傾向にあり、現在は顕著な被害はみられません。

桂川・相模川の水質 令和元年度 平均値

(BOD及びCODは75%水質値、湖沼の全窒素及び全リンは上層の値)

<本川の水質>

単位：mg/l

水域	地点	BOD	COD	全窒素	全りん	類型	環境基準
山中湖	山中湖心	1.1	2.6	0.11	0.011	湖沼A	COD 3mg/l 以下
河口湖	河口湖心	0.9	3.1	0.22	0.012	湖沼A	COD 3mg/l 以下
桂川	富士見橋	0.5	0.8	0.98	0.14	河川AA	BOD 1mg/l 以下
桂川	大月橋	0.7	1.4	1.0	0.075	河川A	BOD 2mg/l 以下
相模湖	湖央東部	1.8	2.6	1.1	0.086	湖沼A	COD 3mg/l 以下
津久井湖	湖央部	0.9	2.2	0.97	0.043	湖沼A	COD 3mg/l 以下
相模川	寒川取水堰(上)	1.1	2.3	1.1	0.037	河川A	BOD 2mg/l 以下
相模川	馬入橋	1.7	3.8	2.8	0.17	河川B	BOD 3mg/l 以下

<主な支川の水質>

単位:mg/l

水域	地点	BOD	COD	全窒素	全りん	類型	環境基準
宮川	昭和橋	1.5	2.6	0.79	0.098	河川B	BOD 3mg/l 以下
柄杓流川	柄杓流川流末	0.7	1.6	1.3	0.13	河川A	BOD 2mg/l 以下
笹子川	西方寺橋	0.6	1.6	0.82	0.014	河川A	BOD 2mg/l 以下
鶴川	鶴川橋	0.7	1.6	0.87	0.021	河川A	BOD 2mg/l 以下
鳩川	馬船橋	1.6	3.7	2.5	0.086	河川A	BOD 2mg/l 以下
中津川	第1鮎津橋	0.9	1.9	0.89	0.024	河川A	BOD 2mg/l 以下
永池川	新竹沢橋	2.2	4.7	2.0	0.13	河川A	BOD 2mg/l 以下
目久尻川	河原橋	1.9	4.0	5.3	0.18	河川B	BOD 3mg/l 以下

出典:公共用水域及び地下水の水質測定結果(常時監視)(令和元年度、山梨県)
公共用水域及び地下水の水質測定結果(令和元年度、神奈川県)

<基本的方向>

水は流域を循環する間に、生物を育み、作物を育て人の生活や生産活動を支えるなど多様な働きをしていますが、現在、様々な要因により、健全な水循環が損なわれ、各種の問題が生じています。

流域の健全な水循環の確保に向けて、各主体は、水質汚濁の軽減に努めるとともに、節水型社会をめざし、節水や水の有効利用を推進し、将来にわたって清く豊かな桂川・相模川を保全します。

[検討事項]

- 生活排水による汚濁負荷の低減を図るため、地域特性にあった下水道や農業集落排水施設の整備促進、合併処理浄化槽の設置や支援など、生活排水処理施設の整備の推進や維持管理を充実する必要があります。

また、産業排水による汚濁負荷の低減を図るため、事業者の自主的な排水対策の実施、行政による支援、監視体制の充実などを進める必要があります。

さらに、各主体の参加により水質を保全していくために、情報の公開、共有化を図り、共通の認識をもつとともに、市民参加のモニタリング等の充実が必要です。

- 安全で良質な水道水を確保するため、水道水源の汚染監視や汚濁機構の解明、未規制化学物質に関する情報収集を行なう必要があります。

今後、水源を保全するための制度を含めた方策を検討する必要があります。

- 豊かな流れを取り戻すため、市民、事業者、行政が一体となって森づくりに取り組みます。また、日常的に節水、節電に努めること、もう一つの水源である処理水や雨水の利用の推進に取り組み、川に水を戻す施策を検討する必要があります。

今後、水利用の調査検討や積極的な節水施策、地域ごとの地下水を含めた水循環のあり方を検討する必要があります。

[2022年3月一部改訂]

●課題

公共用水域、地下水、湧水等の水質保全

川、地下水、湧水の水質の安全性が危惧される

多様な化学物質による汚染

未処理の家庭排水の流入

未処理の事業所排水の流入

農業汚染水の流入(農地、河川敷、ゴルフ場等)

家庭排水の複雑化

多量に消費され、川に排出される洗剤

地下水、湧水の保全対策ができていない

支流の汚染

流域の人口、産業活動の増加による排水量(汚濁負荷量)の増加

伏流水の汚染

廃棄物の不法投棄による水質汚染

排水のチェック機能が不十分

分流式でない下水道の存在

生活排水処理計画の市民への情報公開

水道水源の水質保全

水道水源の水質が危惧される(細菌・微生物など)

相模湖等の富栄養化

環境学習

環境に対する問題意識が不十分

●行動指針

日常生活における負荷の低減を図ります

事業活動における負荷の低減を図ります

洗剤対策に引き続き取り組みます

化学物質対策に引き続き取り組みます

地域特性に応じた処理施設の整備維持管理を進めます

河川の自然浄化機能を高めます

河川の水質監視に引き続き取り組みます

工場・事業場の排水の規制、指導を徹底します

排水のチェックを市民も行います

既存の合流式下水道の改善を進めます

生活排水処理計画の情報公開を進めます

水道水源の水質監視を進めます

水質の浄化対策を最新の技術で対応します

ダムの水の滞留による水質への影響を検討します

環境学習に取り組みます

●行動計画

調理くず、廃食用油等の適正処理をします

化学物質の適正管理をします

有害物質の使用低減、従業員への意識啓発をします

石けんなどを使い、洗剤の使用量も減らします

環境負荷の少ないライフスタイルを実践します

肥料や農薬を削減する環境保全型農業の普及を図ります

下水道の整備・接続を進め、維持管理を行います

農業集落排水施設の整備・接続を進め、維持管理を行います

合併処理浄化槽の設置を進め、維持管理を行います

事業所排水処理施設の設置を進め、維持管理を行います

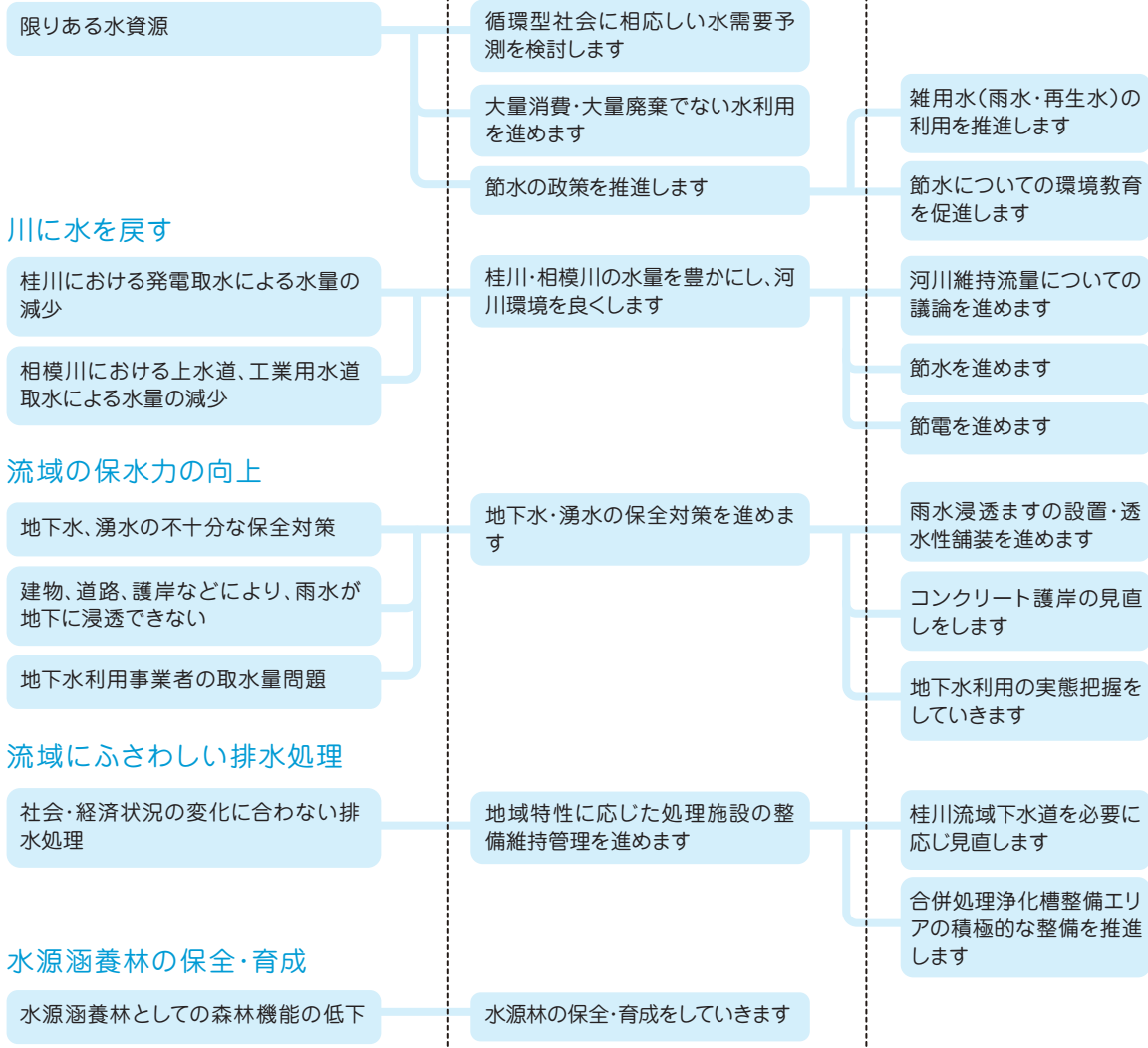
流量の確保による水質浄化を進めます

多様な生物の生息可能な河川形態を復元し、水質浄化を進めます

ツアー＆ウォッチングにより流域の環境状況の把握を行います

下水道の整備、合併処理浄化槽の普及促進や石けんなどの使用等の啓発活動を行います

健全な水循環の確保(水循環が断ち切られている) 水需要予測・水資源



第9章 散乱ごみや不法投棄のない地域及びプラスチックごみ削減の地域づくりをめざします



<現状と課題>

大量に発生しているごみは、大部分を市町村が収集し、処理しています。

しかし、流域には、多くのお弁当容器やペットボトルなどのプラスチックごみや空き缶やタバコの吸い殻、釣り糸、農業用資材、ビニール袋などのごみの散乱がみられるほか、河川敷や山の中にも家電製品や自動車、消火器、事業用産業廃棄物などの不法投棄が見受けられます。特にプラスチックごみは、川を下り海へ流出して海洋生物の生態系を脅かすだけでなく、人体への影響も危ぶまれています。

これらの問題について、早急な取り組みが必要です。事業者としては、製造、流通、販売の過程でごみを出さない努力とともに、「作る責任」として回収・リサイクル・処理を積極的に行っていくことや、消費者としても、過剰包装のものやすぐにごみになるような商品は買わない、過剰な包装がしてあるものは買わないようにする努力とともに、「使う責任」

として分別回収・リデュース・リユースのライフスタイルへの移行が必要です。そして、両者が協力して「大量生産、大量消費、大量廃棄」型の今の社会の仕組みを変えていくことが望まれます。

さらに、ごみの焼却による環境ホルモンの発生や地球温暖化への影響、マイクロプラスチックによる海や陸・空を問わない環境汚染問題は日々深刻さを増しています。そのような複合的な課題にも早急に取り組む必要があります。

また、ごみ問題のほかに建設発生土の投棄の問題があります。

桂川・相模川クリーンキャンペーン実績(直近5年間、活動報告書より抜粋)

年度	ごみ回収量 (kg)				参加者(人)
	可燃	不燃	その他	合計	
2016	32,835	16,428	6,233	55,496	35,405
2017	30,817	16,211	2,150	49,178	33,836
2018	35,013	18,623	3,625	57,261	36,160
2019	31,540	16,212	3,220	50,972	31,354
2020	5,707	1,700	241	7,648	1,843

<基本的方向>

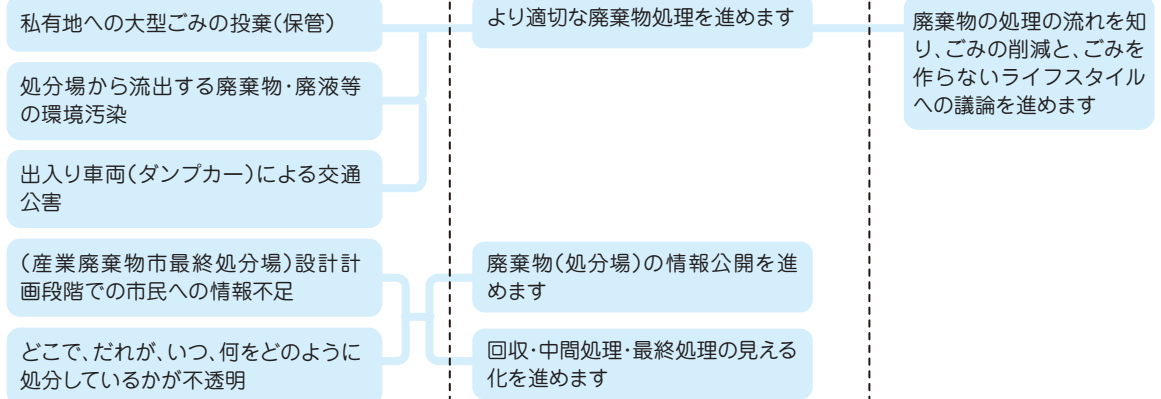
流域の多くの人々の参加によるこれまでの取り組みにもかかわらず、散乱ごみや不法投棄は依然として減らず、多額の経費と多くの人々の時間が、ごみ拾いや不法に投棄されたごみの回収に当てられています。

「作る責任」「使う責任」が徹底されるような新たなルールを、市民、事業者、行政が共に協力して作り、循環型社会の新たな仕組みを共創していきます。

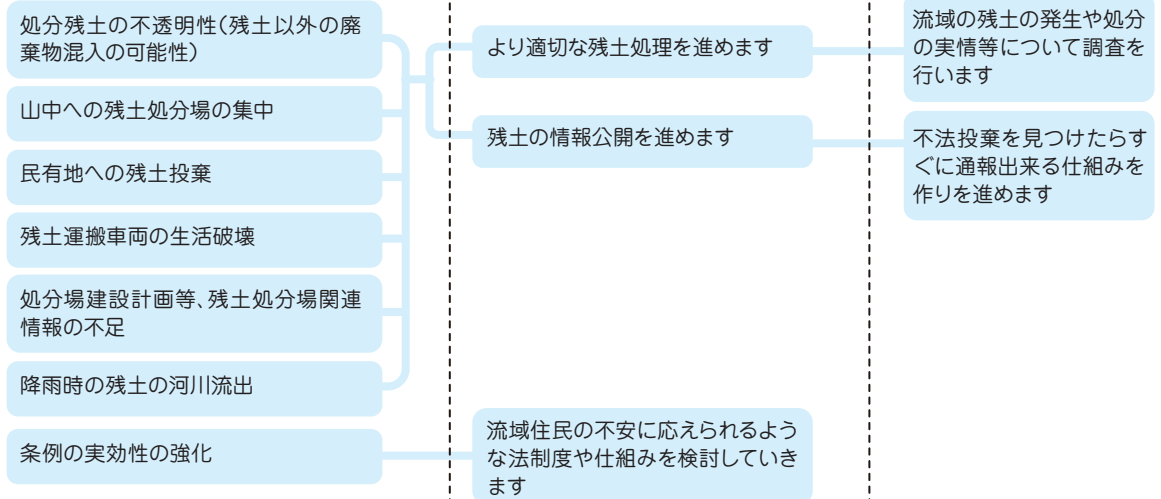
[検討事項]

- 観光、レジャーエリア、河川流域という地域特性を踏まえて、効果的なごみの減量システムを検討します。
- 容器包装リサイクル法の有効な実施に向けて、地域ごとにそれぞれの主体の課題を整理し、推進します。
- ワンウェイプラスチックの過剰な使用を抑え、マイバッグ・マイボトルを含む「リユース」が当たり前になるような新しいライフスタイルを検討、推進します。
- 農業用プラスチック製資材やカプセル型肥料などの状況を把握し、環境への流出を抑えるなど、使用方法などを農業関係者、事業者、行政と総合的に検討していきます。
- 支流域の市民と協力して、支流からのごみの流れ込みの課題を掘り起こし、解決への検討をしていきます。
- 河川敷や林道周辺におけるごみの散乱を防止するため、不法投棄の多い箇所への車両の乗り入れ規制や利用のルールを検討する必要があります。

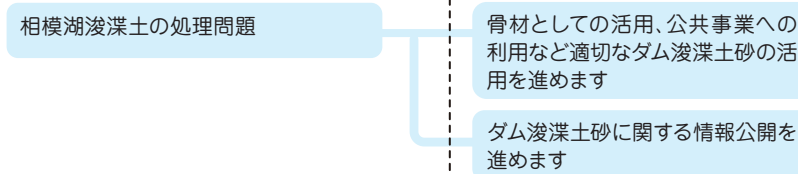
ごみの処理



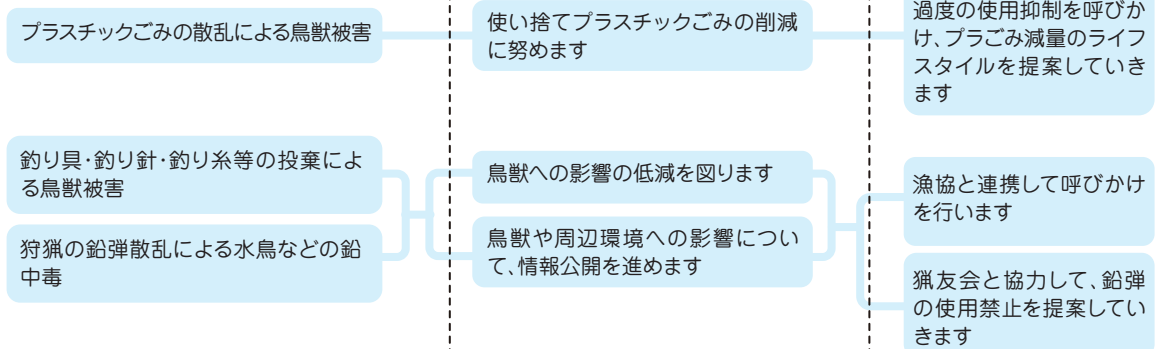
残土



ダム浚渫土



鳥獣への影響



第10章 開発事業や公共事業においても 環境の視点を重視していきます



<現状と課題>

平成9年に河川法が改正され、整備計画に関係住民の意見を反映することが明記されました。

新河川法に基づいて、平成18年に「多自然川づくり基本方針」が通達されました。「多自然川づくりの定義は、河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理を行うことをいう。」と定められ、全ての河川に適用されます。

多自然川づくり基本指針

1 「多自然川づくり」の定義

「多自然川づくり」とは、河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理を行うことをいう。

2 適用範囲

「多自然川づくり」はすべての川づくりの基本であり、すべての一級河川、二級河川及び準用河川における調査、計画、設計、施工、維持管理等の河川管理におけるすべての行為が対象となること。

3 実施の基本

- (1) 川づくりにあたっては、単に自然のものや自然に近いものを多く寄せ集めるのではなく、可能な限り自然の特性やメカニズムを活用すること。
- (2) 関係者間で4に示す留意すべき事項を確認すること。
- (3) 川づくり全体の水準の向上のため、以下の方向性で取り組むこと。
 - ア 河川全体の自然の営みを視野に入れた川づくりとすること。
 - イ 生物の生息・生育・繁殖環境を保全・創出することはもちろんのこと、地域の暮らしや歴史・文化と結びついた川づくりとすること。
 - ウ 調査、計画、設計、施工、維持管理等の河川管理全般を視野に入れた川づくりとすること。

4 留意すべき事項

その川の川らしさを自然環境、景観、歴史・文化等の観点から把握し、その川らしさができる限り保全・創出されるよう努め、事前・事後調査及び順応的管理を十分に実施すること。

また、課題の残る川づくりを解消するために、配慮しなければならない共通の留意点を以下に示す。

- (1) 平面計画については、その河川が本来有している多様性に富んだ自然環境を保全・創出することを基本として定め、過度の整正又はショートカットを避けること。

II

アジェンダ21 桂川・相模川

- (2) 縦断計画については、その河川が本来有している多様性に富んだ自然環境を保全・創出することを基本として定め、掘削等による河床材料や縦断形の変化や床止め等の横断工作物の採用は極力避けること。
- (3) 横断計画については、河川が有している自然の復元力を活用するため、標準横断形による上下流一律の画一的形状での整備は避け、川幅をできるだけ広く確保するよう努めること。
- (4) 護岸については、水理特性、背後地の地形・地質、土地利用などを十分踏まえた上で、必要最小限の設置区間とし、生物の生息・生育・繁殖環境と多様な河川景観の保全・創出に配慮した適切な工法とすること。
- (5) 本川と支川又は水路との合流部分については、水面や河床の連続性を確保するよう努めること。落差工を設置せざるを得ない場合には、水生生物の自由な移動を確保するための工夫を行うこと。
- (6) 河川管理用通路の設置については、山付き部や河畔林が連続する区間等の良好な自然環境を保全するとともに、川との横断方向の連続性が保全されるよう、平面計画に柔軟性を持たせる等の工夫を行うこと。
- (7) 堰・水門・樋門等の人工構造物の設置については、地域の歴史・文化、周辺景観との調和に配慮した配置・設計を行うこと。
- (8) 瀬と淵、わんど、河畔林等の現存する良好な環境資源をできるだけ保全すること。

5 調査研究の推進

「多自然川づくり」にあっては、調査、計画、設計、施工、維持管理の各段階における技術の向上や手法の確立等が必要とされることから、河川管理者等は実際の「多自然川づくり」の取組等を通じて、それらの調査研究にも努めること。

6 広報活動の推進

河川管理者は、地域住民や川づくりに関わる者への啓発のため、「多自然川づくり」の広報活動に努めること。

平成30年7月国土交通省関東地方整備局、神奈川県は新河川法に基づいて相模川水系相模川・中津川整備計画(以下整備計画)を作成しました。整備計画策定について、住民の意見を反映させる方法として、「相模川ふれあい懇談会」とふれあい懇談会の運営が円滑になるための「ふれあい懇談会世話役会」が平成20年12月に設立され、現在、整備計画の具体的な実施計画について河川管理者と協議を続けています。その時の設立趣意書は、相模川水系の現状と課題を明らかにしていますので一部引用します。

「相模川は、山梨県東部の富士山に源を発し、神奈川県内を南下して相模湾に注ぐ一級河川です。その流況や水質は良好で、水道水や農業用水、発電用水など多目的に利用されています。しかしながら一方では、河川内の樹林化やみお筋の固定、総合土砂管理、河川敷利用のあり方など多くの課題も抱えています。また近年、河川を取り巻く環境は大きく変化してきています。(中略)相模川とその流域のあるべき姿の実現に向け、同じ視点にたって各種の課題に対する共通の認識を持ち、次の世代に豊かな相模川を引き継ぐための取り組みの手始めとして、ここに市民団体や学識者、学校関係者等あらゆる人が自由に参加し、幅広く意見を述べることができる場となる相模川ふれあい懇談会を設立するものです。」

整備計画では、河川の利用と保全の調和を定めた「相模川環境管理計画」と、それを具体化させた「相模川空間管理計画」が整備計画に位置付けられ、高水敷以外の低水路空間を、人工的な利用を行わず保全することが明記されました。これで、河川の人工的利用に歯止めがかけられ、玉石河原など多様な相模川の生態系が保全されることになりました。

しかし、相模川は相模ダム改修事業、磯部頭首工改修事業、昭和橋下流河川掘削事業、寒川取水堰休廃止などたくさんの公共事業を抱えており、いずれも河川生態系に大きな影響を与えることが予測されます。河川管理者、事業者、市民が情報を共有し、市民も事業の検討に参加することが重要です。

<基本的方向>

山梨県が策定した「第2次山梨県環境基本計画」(平成26年策定 令和元年見直し)では「生物の多様性を保全しながら、持続可能な利用に向けた総合的な取り組みを進めるため、希少野生動植物の保護及び野生鳥獣の保護管理や外来種対策等を推進し、県民一人ひとりが自然や動植物とのふれあいを通じて、生物多様性の重要性を理解し、主体的な行動を促進していくことが必要となります。」と定め、豊かな生物多様性を保全・再生する取組みとして「多様な生態系や潤いのある水辺環境を保全するため、生態系や自然環境等に配慮し、自然環境と調和した河川整備を推進します。」と明記しました。

神奈川県においては、相模川環境管理計画(昭和63年策定)で、「(1)ゆとりある川原をめざす(2)川を生かしたやすらぎあるふるさとづくり(3)豊かでうるおいのある自然を守り育てるを踏襲し相模川の生態系に配慮した施策を基本としています。」と定めています。相模川空間管理計画(昭和63年策定)では河川の人工的利用と生態系保全のバランスに配慮し、低水路空間(河原)の人工的利用を行わないことを明確にしました。これらの計画は策定から34年経っても相模川の生態系多様性保全にとって重要なことから平成30年に策定された法定計画である整備計画において位置付けられ再確認されました。

流域協議会においては相模川の豊かな自然を保全することを目指すこれらの計画、相模川水系相模川・中津川整備計画、多自然川づくり基本指針に基づいて事業を進めます。

[検討事項]

- 相模ダム改修事業、磯部頭首工改修事業、昭和橋下流河川掘削事業、寒川取水堰休廃止について整備計画、多自然川づくり等の計画に基づいて検討します。
- 流域協議会は市民、事業者、行政、河川管理者が信頼関係を築けるように情報を交換しながら、合意形成を進めます。

「多自然型川づくり」から「多自然川づくり」へ

個別箇所の多自然から河川全体の自然の営みを視野に入れた多自然へ



河川全体の自然環境を理解し、良好な環境をどのように保全し、悪化した環境をどのように再生していくのか等、全体として目指すべき一貫した目標のもと、川づくりを行うことが必要である。

河川管理全般を視野に入れた多自然川づくりへ

設計・施工

施工前



施工後



維持管理



調査、計画、設計、施工、維持管理等の河川管理のすべての段階において、河川に関係するすべての人々が協働して多自然川づくりに取り組んでいくことが必要である。

資料：国土交通省
[2022年3月全面改訂]

●課題

水量豊かな桂川・相模川

川の水を利用するだけで、再び川に戻すということだけが考えられていない

開発事業による流域環境への負荷を低減します

流域の宅地開発が流域環境に負荷を与えている

観光開発により、河川への環境負荷が増える

公共事業のあり方

必要性について意見の分かれる公共事業がある

公共事業として行われた河川事業が、河川の安全性を高めるとともに、桂川・相模川の自然環境に大きな影響を及ぼしている

●行動指針

桂川・相模川における望ましい水環境のあり方を、流域全体で検討します

利用した水をこまめに川へ戻して行くための検討を行います

宅地開発に当たっては、河川環境負荷を引き起こさないように、環境への影響を考慮します

観光開発に当たっては、河川環境へ悪影響を及ぼさないように考慮します

賛否の分かれる事業については、関係する事業者・行政・市民が話し合いを行います

これまでの公共事業が桂川・相模川の自然環境に与えた影響を点検します

過去の開発・公共事業によって悪化した自然環境の回復・復元を図ります

多自然型・近自然型工法を地域の建設事業者が修得します

●行動計画

地域特性に合わせて、農業集落排水施設やコミュニティプラント、合併処理浄化槽の普及を進めます

社会情勢、地域特性等に合わせて、流域下水道の見直しを行います

事業に関する情報、計画立案段階の情報が十分でなく、市民が不透明と感
じることがある

市民の意見を十分反映させるために
は、計画立案段階からの市民参加が必
要である

工事説明会は工事区域周辺に住む住
民しか対象でない場合が多い

公共事業の見直しシステムの充実が
必要

事業の計画立案段階からの各段
階における情報公開を進めます

事業・計画の立案段階から市民の
意見が反映されるシステムづくり
を検討します

関心を持つ流域の市民や市民団
体等に対する説明などについて配
慮します

公共事業を見直すためのより良い
システム作りを検討します

いわゆる「縦割り行政」の解消

いわゆる「縦割り行政」が公共事業を
地域の実情に即して総合的に計画・実
施するための障害になっている

河川工事は、国、県、市町村それぞれの
担当部局ごとに進められている。この
ため、市民参加の窓口が分かりにくい。
また、事業に関わる担当セクションが
複数ある場合、市民参加の手続きが
煩雑となる

公共事業を進める行政の縦割り構
造を調整し、企画・立案・実施が総
合的に行われるよう検討します

行政間の連絡・調整を円滑にし、市
民参加しやすい対応についても検
討を行います

水需要予測

水需要の適切な予測が必要

水需要予測は適切な時期に見直
し、実態に合った予測とします

ダムがかかえる課題

既存のダムもいずれは寿命を迎える

超長期的に、ダムが寿命を迎えて
も困らない治水・利水のあり方を
検討します

ダムは流域環境に大きな影響を与え
ている

ダムがもたらす流域環境への影響
を極力抑え、ダムと流域環境が共
存できる方法を検討します

ダムがもたらした効果と、自然環
境への影響を検討します

相模ダム等における堆砂問題は深刻
である。浚渫土砂処分問題、土砂循環
が断ち切られる問題、加工砂洲や海浜
の減退問題などが発生している

山から海まで水系一貫の視点から、
河川環境再生のための土砂管
理について検討を行います

問題解決のための検討の
場を設けます

砂利採取と伏流水への影響、河床低下

地下の砂利を採取した後に、残土を
処分する計画が提案され、伏流水の
破壊が懸念されたことが、1997年に
あった

今後とも、神奈川県内流域におい
ては、「相模川及び中津川における
土砂採取停止に関する管理運営
方針」の原則を、山梨県内流域に
おいては「河川砂利採取許可方針」
の原則を守ります

伏流水の保全について検討を行
います

第11章 市民、事業者、行政が連携し、「地域循環共生圏」の共創に取り組んでいきます



<現状と課題>

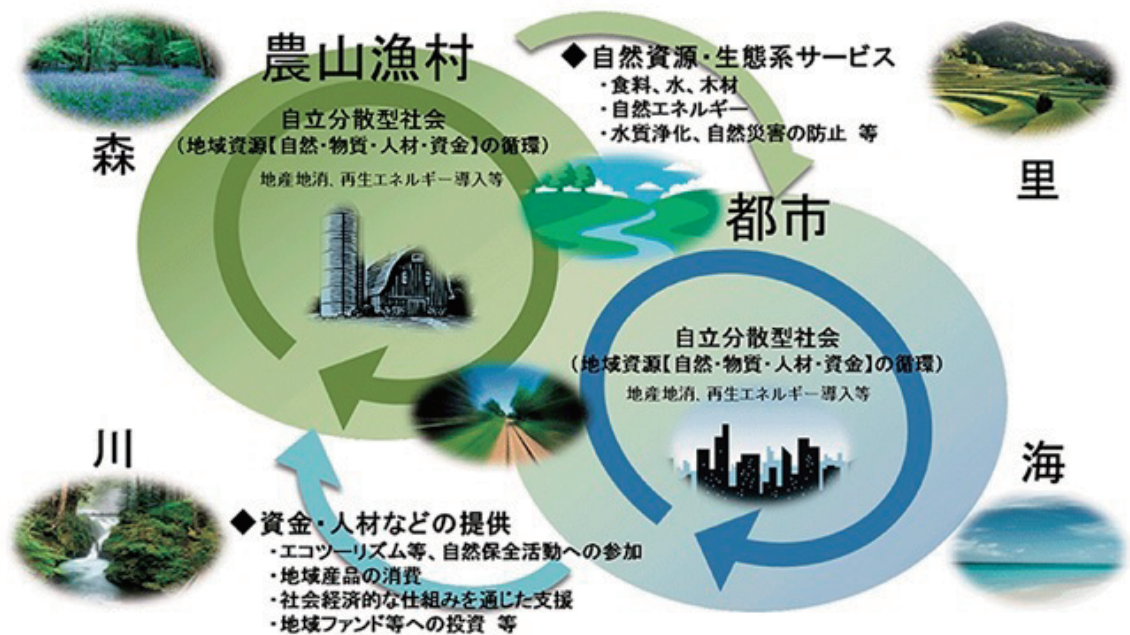
桂川・相模川流域で環境保全に係る取り組みを行っている市民は、かなりの数があり、それぞれの活動目的に応じて、市民、事業者、行政との間で連携が行われています。しかし、それが継続的に確立しているとは言えない状況です。

第5次環境基本計画において、環境省が進める「地域循環共生圏」の創造による持続可能な地域作りを行うには、地域の特性に応じた固有の資源を循環活用させるための共生・対流と、広域的なネットワークを構築し、市民間のもとより、これら三者の相互理解と信頼関係、協働した連携強化を図ることが急務です。

また、相互の情報提供・情報公開、活動状況など、そこに関わるステークホルダーによるプラットフォーム構築の必要があります。そして、相互連携には、お互い過度な負担がかからない継続性のある新しい仕組み作りが望まれます。

さらには、桂川・相模川流域に留まらず、全国の各流域で活動をする団体・協議会などとの情報交換や、調査・対策などの連携を今後は積極的に進めていくことが大切です。

地域循環共生圏の概念図



資料：環境省

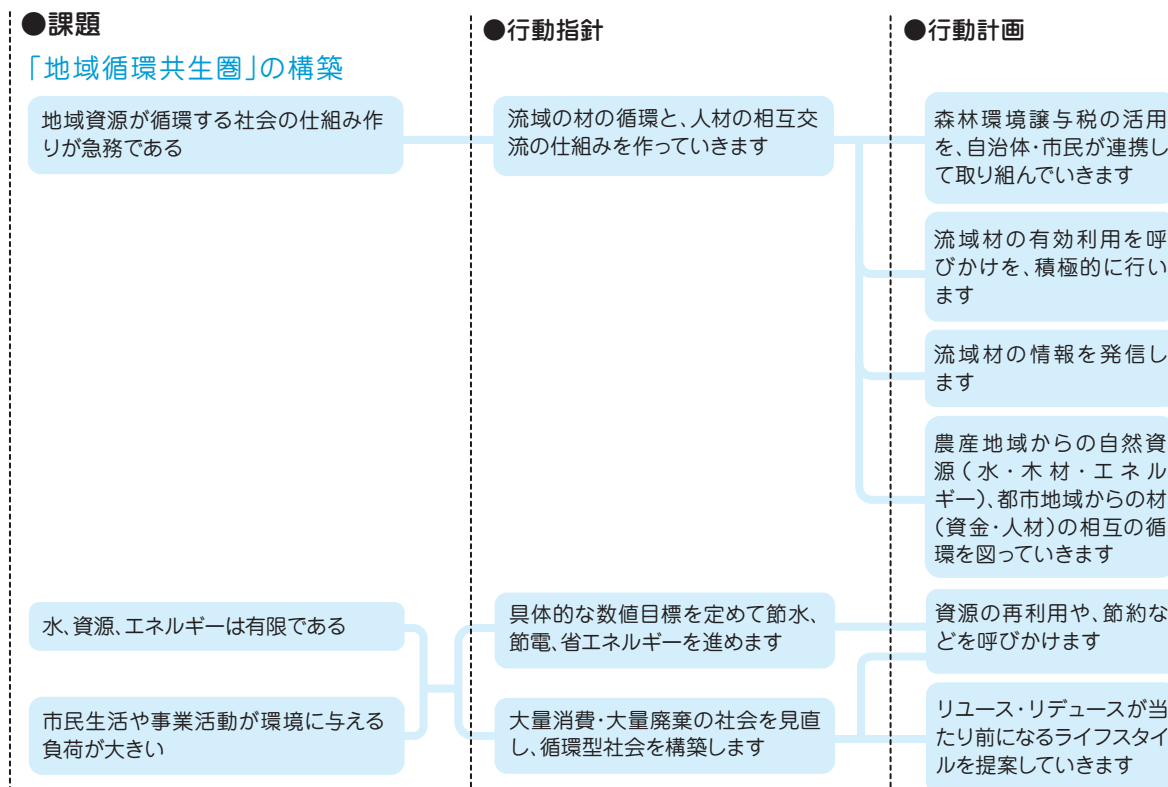
<基本的方向>

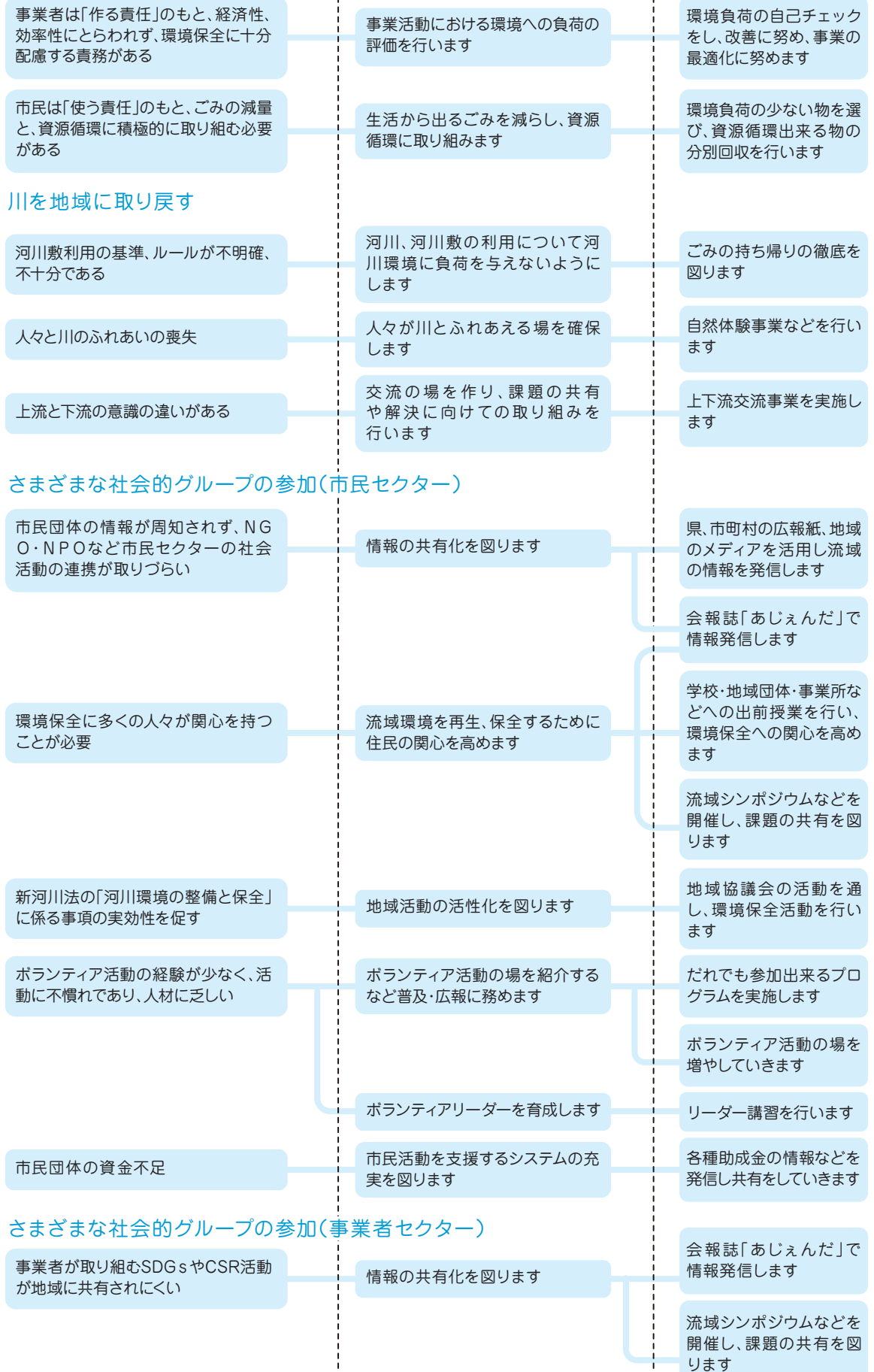
「地域循環共生圏」創造と流域環境を保全していくためには、多様な市民の参加を呼びかけ、市民団体との協働促進、企業のCSR活動との連携に加え、これらいずれも自治体との協力のもとで、より強い協力体制が必要です。行政の情報や実行力、市民の知恵と工夫と機動性、事業者の推進力を合わせるだけではなく、お互いの役割分担を明確化した新しいルールを作り、持続可能な仕組み作りをすることが急務です。

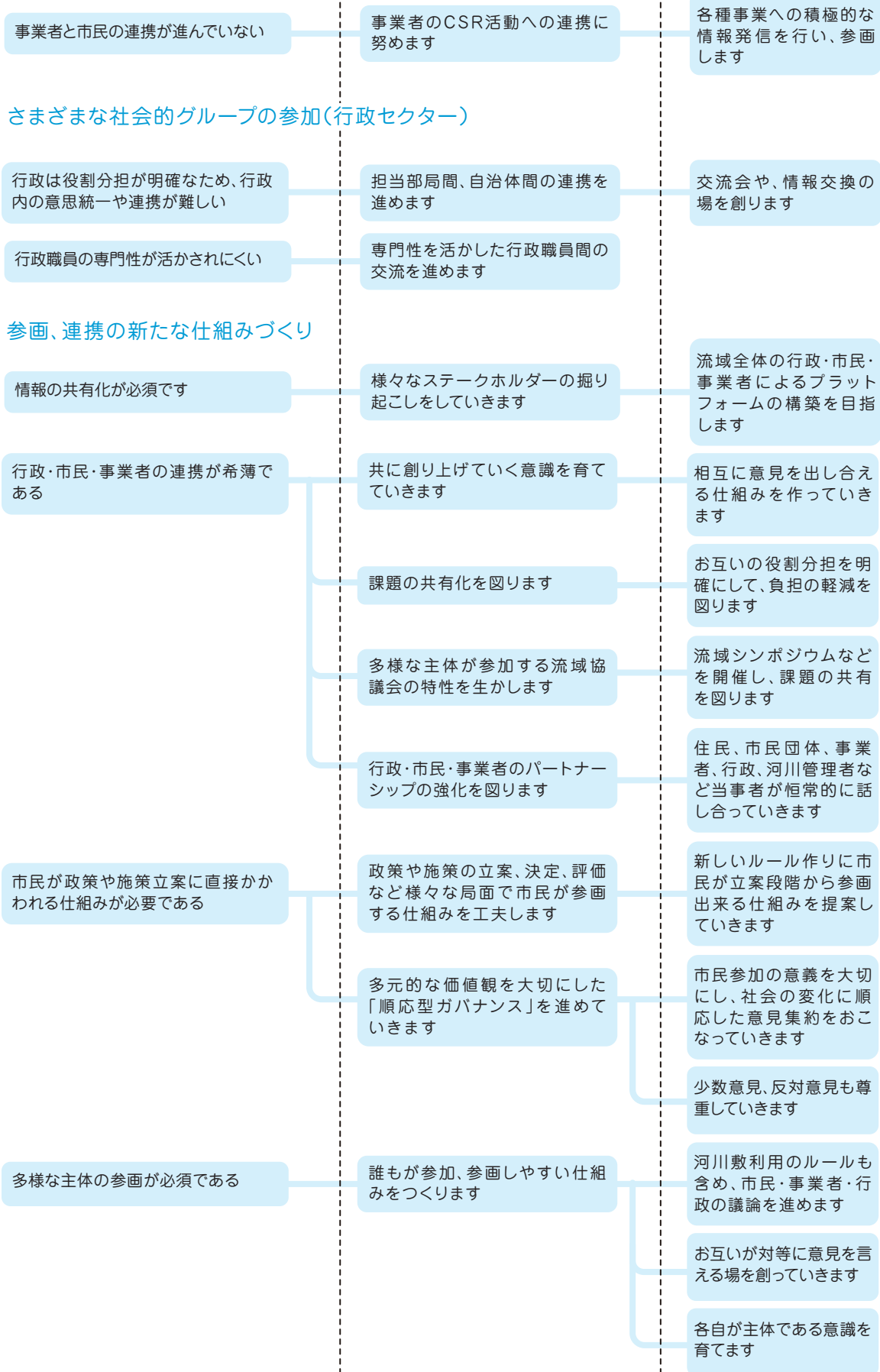
[検討事項]

- 市民、事業者、行政の対話の場である流域協議会で、情報を共有化しながら、流域の課題について協議調整し、合意を形成していきます。
- 3者の特徴を生かした新たな仕組み作りをし、持続可能な循環社会と環境保全活動を推進していきます。
- 地域や活動にねざした多様なステークホルダーによるプラットフォームを構築し、資源の循環活用と環境保全のためのネットワークづくりを推進していきます。
- さまざまな社会的グループが参加できるようなきめ細かな方策や、市民・事業者が行う桂川・相模川流域における「地域循環共生圏」創造の活動を支える新しい仕組み作りを検討していきます。
- 他の流域で活動する団体・協議会等と積極的に情報交換や連携を図っていきます。

[2022年3月一部改訂]





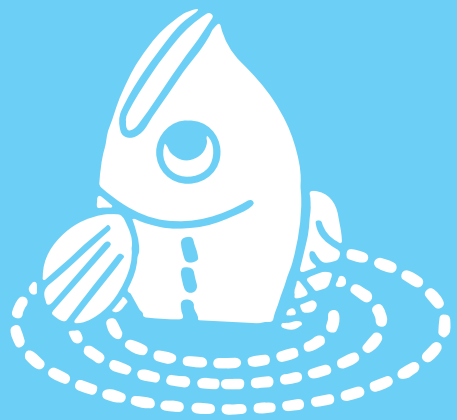




アジェンダ21

桂川・相模川とは

- 1 地球サミットとアジェンダ21
- 2 ローカルアジェンダ21
- 3 アジェンダ21桂川・相模川策定の経緯
 - (1)背景
 - (2)行政のかかわり
 - (3)市民のかかわり
 - (4)事業者のかかわり
 - (5)検討委員会での議論
 - (6)桂川・相模川流域協議会における議論
- 4 アジェンダ21桂川・相模川の意義



1

地球サミットとアジェンダ21

1992年6月(平成4年)、ブラジルのリオデジャネイロで180の国や地域の代表、NGO*1、学者、マスコミが集まり環境と開発に関する国連会議(地球サミット)が開かれました。

この地球サミットでは、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会*2の構築という理念が提起され、この理念を実現するための21世紀に向けた人類の具体的な行動計画としてアジェンダ21が合意されました。

アジェンダ(agenda)という言葉は、本来、「課題」、「今から取り組んでいくべき課題一覧」という意味で、アジェンダ21は21世紀に向けた課題という意味で用いられています。

アジェンダ21には様々な環境問題への対応、開発資源の保護と管理、NGOや地方自治体など様々な主体の構成員の役割強化、実施手段などが書き込まれています。

<用語解説>

*1 NGO(Non-Governmental Organization)

非政府組織をいい、科学者団体、民間企業、女性グループを含むもので、アジェンダの実施にはこれらの団体が継続的、活動的、効果的に参加することが重要です。

*2 持続的発展が可能な社会

エネルギーや資源の消費が少なく、環境負荷の少ない生産形態やライフスタイルを実現した循環型社会であり、生物の多様性が確保された社会をいいます。

2

ローカルアジェンダ21

アジェンダ21には、「アジェンダ21で提起されている諸問題及び解決策の多くが地域的な活動に根ざしているものであることから、地方公共団体の参加と協力が、『アジェンダ21』の目的を達成するために、決定的な要素になる。」(第28章)と書かれています。

さらに、「地方公共団体は、市民、地域団体及び民間企業と対話を行い『ローカルアジェンダ21』を採択すべきである」と述べています。

ローカルアジェンダを策定する際には、3つの要素が大変重要です。

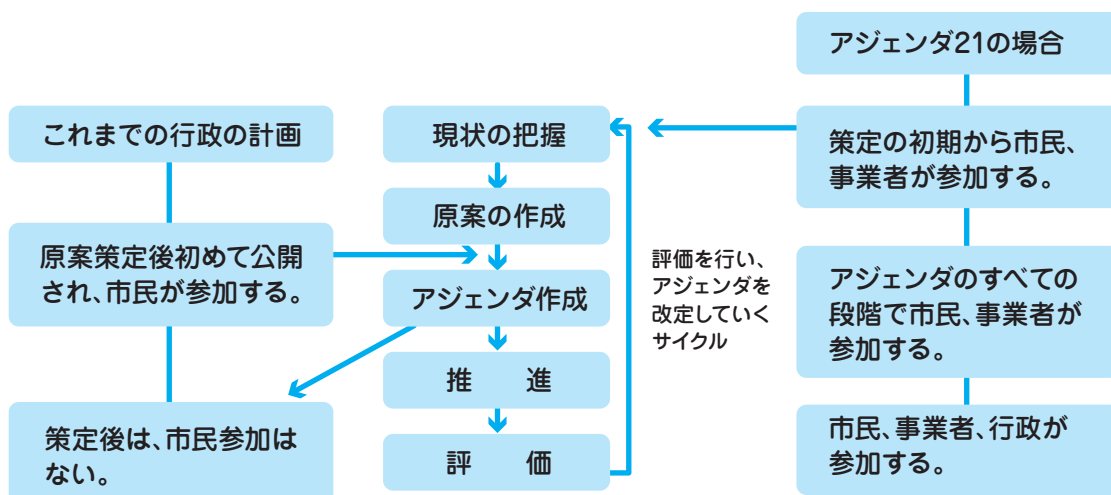
第1は、その理念として、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な地域社会を実現することを基本とすべきです。ローカルアジェンダは、持続可能性という視点から地域社会システムの要素を決めるものであり、新しい理念やコンセプトのもとで既存の法制度の枠組みや既得権益を超えて、新しい地域像をめざしていくことになります。

第2は、その性格として、アジェンダに係わるすべての主体に対して具体的な行動方針や行動項目を示すものでなければなりません。アジェンダを読む人にとって自らが行うべき配慮や行動がおのずとイメージできることが望まれます。

第3は、その方法として、ローカルアジェンダの策定や、推進にあたっては、地域社会に係わるすべての主体や人々が参加し、対話し、互いに理解を深めながら、合意を形成するプロセスが不

不可欠な要件です。なぜなら、ローカルアジェンダは、そこに係わるすべての人々の主体的で積極的な行動によってのみ、実現されるものであるからです。

<アジェンダ21の策定・推進のプロセス>



3

アジェンダ21桂川・相模川策定の経緯

(1) 背景

両県における桂川・相模川流域の環境保全の取り組みは、1980年(昭和55年)に神奈川県知事が山梨県を訪問し、桂川・相模川の水質保全問題について意見交換を行ったことに始まります。その後、両県では、1992年(平成4年)に、山梨県・神奈川県水質保全連絡会議を設置し、定期的な協議を行ってきました。

このように、両県が県境を越えた取り組みを広げようとした中で、流域の環境保全を長期的に進めていく事業がスタートしました。

(2) 行政のかかわり

山梨県と神奈川県は、両県民にとってかけがえのない桂川・相模川の流域環境を保全するため、持続可能な発展を基調とした環境保全型社会を築くことを目指し、平成7年度から9年度までの3ヵ年で桂川・相模川流域環境保全行動推進事業を実施してきました。

この事業は、流域の環境保全の仕組みづくりに県境を越えて両県が連携して取り組むもので、流域環境保全の行動計画となるアジェンダ21桂川・相模川の策定と、これを推進する母体となる桂川・相模川流域協議会を設立するものです。

両県は、本事業に関係する室課長で構成する桂川・相模川流域環境保全行動推進事業実行委員会を1995年(平成7年)11月に設置するとともに、市町村との間には、両県と流域の25市町村(当時)で構成し、環境庁(当特)と建設省関東地方建設局京浜工事事務所(当時)及び同局宮ヶ

瀬ダム工事事務所がアドバイザーとなった桂川・相模川流域環境行政連絡会議を1997年(平成9年)1月に設置し、アジェンダ策定と流域協議会設置に向けての考え方について協議調整してきました。

また、1997年(平成9年)3月には、流域の25市町村(当時)と両県の首長による第1回桂川・相模川流域サミットが神奈川県相模原市で開催され、桂川・相模川の流域環境を保全していくことについて合意され、桂川・相模川環境宣言が採択されました。

[2022年3月一部改訂]

桂川・相模川環境宣言

富士五湖の一つである山中湖を源流とし、相模湾に注ぐ桂川・相模川は、古くから、水道、農業、工業、発電の用水として、流域の人々に恩恵を与えてきた。

近年の生活環境の向上、産業の進展に伴い、水質の汚濁の進行や自然環境の改変など、桂川・相模川は、上流から下流まで人間活動による影響を受けている。

健康で安全かつ、快適な生活を営むための基盤となる桂川・相模川の地域環境を保全するためには、私たち自身が「人と自然との共生」を基本とし、持続可能な社会づくりをしていく必要がある。

本日、流域サミットに参加した私たちは、流域住民、事業者と協力し、桂川・相模川の流域環境を保全していくため、次のとおり、総力をあげて取り組んでいくことをここに宣言する。

1. 基本的な方向

(1) 持続可能な社会経済システムの構築

環境への負荷をできる限り少なくし、持続的に発展していくことが可能な循環型社会を構築するため、流域住民、事業者、行政がそれぞれの果たすべき役割を認識するとともに、適切に行動する責務があることを確認する。

(2) 人と自然との共生を基本とした環境倫理

桂川・相模川の豊かな環境を保全することが、流域の発展にとって必要であることを共通の認識とし、健全な生態系を維持・回復し、人と自然との共生を確保していくことを確認する。

(3) 各主体の参加による流域の環境保全

将来にわたって流域環境を保全するため、流域住民、事業者、行政が、相互に協力・連携しながら、自主的・積極的に参加する新しいシステムが必要であることを確認する。

(4) 将来の世代に桂川・相模川の良い環境を引き継ぐ責務

現在に生きる私たちは、この豊かで魅力ある桂川・相模川を、将来の世代に引き継ぐことを確認する。

2. 流域の行動指針と推進母体

(1) 「アジェンダ21桂川・相模川(仮称)」の策定

桂川・相模川の流域環境を保全していく長期的な行動指針である「アジェンダ21桂川・相模川(仮称)」を流域の各主体と協力して策定する。

(2) 「流域協議会(仮称)」への参加

「アジェンダ21桂川・相模川(仮称)」を推進する母体として設置される流域住民、事業者、行

政、河川管理者等で構成する「流域協議会(仮称)」に参加する。

3. 第2回桂川・相模川流域サミットの開催

桂川・相模川流域の環境保全を推進するための合意形成を図るため、平成9年度に第2回桂川・相模川流域サミットを開催する。

平成9年3月26日

富士吉田市 都留市 大月市 秋山村 道志村 西桂町 忍野村 山中湖村 河口湖村 勝山村
足和田村 上野原町 平塚市 茅ヶ崎市 相模原市 厚木市 海老名市 座間市 寒川町 愛川町
清川村 城山町 津久井町 相模湖町 藤野町

山梨県 神奈川県

環境庁 建設省関東地方建設局京浜工事事務所 建設省関東地方建設局宮ヶ瀬ダム工事事務所

(3) 市民のかかわり

このアジェンダ21桂川・相模川は、策定の初期段階から多くの市民が参加していることが特徴の一つです。参加した市民、市民団体は、桂川・相模川アジェンダ21市民会議(以下「市民会議」という。)をつくり、アジェンダ策定の議論を行ってきました。

市民会議のきっかけは、山梨、神奈川両県が桂川・相模川流域で河川の自然保護活動を行う市民や市民団体へ市民交流のイベントへの参加を呼びかけたことに始まります。当初の県のプランでは、イベントで出された市民の意見を取り入れてアジェンダを策定することになっていました。しかし、アジェンダの策定に市民が主体的に関わることができるのかどうかは不明でした。また、現在の行政の施策と異なる意見が市民から出た場合、どの程度受け入れられるかについても不安がありました。

市民にとってアジェンダ21は聞き慣れないものだったので、両県から配布されたローカルアジェンダ21策定ガイド*1を教科書として、アジェンダの策定方法を学習しました。

従来の行政の計画は、素案が決まった後に初めて市民に公開されるため、市民の意見が反映されにくい方法となっています。これに対しアジェンダでは、策定の初めから市民が参加することが定められています。策定の根幹へ市民が参加することは、市民の意見をより多く反映できる方法で、市民にとって身近な行動計画を作るために重要なことです。アジェンダの策定方法を学んだ参加市民は、イベントの主眼を市民交流からアジェンダのための市民分科会へ発展させ、両県担当者とともに企画・開催しました。

1997年(平成9年)2月22日・23日の2日間にわたり開催されたアジェンダのための市民による会議には150名の参加者がありました。当日は、森づくり、生き物との共生、水質、ごみ、公共事業のあり方、市民参加の6つの分科会に分かれて、桂川・相模川の現状と問題点の抽出、望ましい将来像と目標、対策や計画についての議論を行いました。参加市民の活発な討論により、分科会の中で市民から出された問題点は数百にのぼりました。

分科会で提出された市民の意見を実際のアジェンダ策定に生かすためには、市民による作業の継続が必要でした。このため、分科会の世話人を務めた市民を中心に桂川・相模川アジェンダ21市民会議が1997(平成9年)年3月8日に発足しました。

市民にとってアジェンダ作りは初めての経験であるため、環境自治体の専門家にアドバイザーをお願いし、大きく4つの作業を進めました。

- ① アジェンダ市民案の作成
- ② アジェンダ21桂川・相模川の策定方法の提案

- ③ 流域協議会の仕組み作りの提案
- ④ アジェンダ21桂川・相模川についての事業者・行政との討議

市民会議は1998年(平成10年)2月まで22回の会議を開き、また、1998年(平成10年)には市民シンポジウムを開催し、更に多くの市民からの意見を募りながら、アジェンダ策定の議論を継続してきました。

その後『市民案』はB5判250頁の冊子に編集、1999年(平成11年)5月に出版され、以降基本理念を含めてアジェンダの議論のたたき台の役割を果たしました。

<用語解説>

*1 (財)地球・人間環境フォーラム「ローカルアジェンダ策定ガイド」<1996(平成7)年6月>
(平成6年度環境庁委託業務結果報告書)

(4) 事業者のかかわり

アジェンダ策定に向けての事業者のかかわりは、1997年(平成9年)3月に両県が流域内の事業者を対象にアンケート調査を行ったことに始まります。

流域では、企業、森林組合、漁業協同組合、農業協同組合、水道事業者など様々な事業者が活動しています。流域の事業者の桂川・相模川とのかかわりは、水を原材料として利用している事業者、河川そのものを事業の場としている事業者、河川に排水している事業者など様々です。

このような流域の事業者、約900社が対象となって、流域環境保全の現在の取り組みと考え方についてアンケート調査が行われ、約300社から回答がありました。

この結果について、1997年(平成9年)6月から、両県事業者による合同打ち合わせを行って取りまとめ、アジェンダ策定に向けての事業者(案)としました。

(5) 検討委員会での議論

アジェンダ21桂川・相模川の策定の協議は、1997年(平成9年)7月に設置されたアジェンダ21桂川・相模川(仮称)検討委員会(以下、「検討委員会」という。)で行われました。

検討委員会では、市民、事業者、行政の3つの主体と、アドバイザーとして、環境庁(当時)、建設省関東地方建設局京浜工事事務所(当時)が同じテーブルを囲み、循環、共生、参加の3つの部会に分かれて議論を行いました。

7月に市民から提出されたアジェンダ市民案の中から、桂川・相模川流域が抱える流域の課題の整理を中心に議論を進めましたが、検討委員会の議論は、進め方、課題の考え方等について様々な違いがあり、スムーズには進みませんでした。

10月中旬になって、市民提案の課題に対する行政の対応の考え方が示されました。この行政の対応の考え方の中には市民の提案がストレートに伝わっていなかったり、議論がすれ違いとなってしまった部分もありました。

提案された課題のうち、合意されたものについては、アジェンダ21桂川・相模川に盛り込まれ、今後の行動計画の策定へ移行することになりました。

その一方で、市民、事業者、行政の間で意見が異なる課題も数多くありました。検討委員会は7回にわたって開催されましたが、意見が分かれた課題の多くは議論がつくせませんでした。

検討委員会で議論された内容は、1998年(平成10年)1月20日に設立された桂川・相模川流域協議会に引き継がれました。

(6) 桂川・相模川流域協議会における議論

桂川・相模川流域協議会では、アジェンダ策定のための議論を行う専門部会を設置しました。1998年度から2001年度にかけて、年間8回程度の頻度で専門部会が開催され、アジェンダ21桂川・相模川の行動指針・行動計画の議論が継続されました。

専門部会における話し合いの中で、市民案として提案された流域の課題の表現を変更・修正し、数多くの行動指針・行動計画が流域協議会総会で策定されました。各年度におけるアジェンダ21行動指針・行動計画の策定数は以下の表の通りです。

	1999年度	2000年度	2001年度	合計
行動指針	7	45	63	115
行動計画	2	31	25	58

策定されたアジェンダ21桂川・相模川の行動指針・行動計画の推進方法や評価の方法は引き続き幹事会や専門部会の中で検討を行いながら、実現を図っていきます。

また、専門部会の中で合意を形成できなかった課題や、新たに出てくる課題、アジェンダの見直し等については、今後とも議論を継続しながら必要に応じて策定を行っていくことになりました。

4

アジェンダ21桂川・相模川の意義

アジェンダ21桂川・相模川は、桂川・相模川流域のローカルアジェンダ21として桂川・相模川流域協議会が策定しました。

アジェンダ21桂川・相模川は、河川流域を一つの地域としてとらえたローカルアジェンダ21として位置付けられます。

川は、森と海、山村と都市、大地と大気をつなぐ生命線であり、環境問題を考える上で重要な構成単位の一つです。

アジェンダ21桂川・相模川は、この流域において、環境への負荷が少ない持続可能な発展を基調にした環境保全型社会を築くための行動計画です。

また、市民、事業者、行政のそれぞれが役割を果たし、相互に協力しながら流域の環境を保全するという一つの目標に向かって努力していく指針となるものです。

上流域と下流域、市民と行政の間には、まだまだ考え方の違いがあります。

桂川・相模川流域の環境を保全し、持続的な発展が可能な社会を築いていくためには、上流域と下流域の行政だけでなく、市民や事業者など流域にかかわるすべての人々が、お互いの立場を尊重し、協力・連携して継続的に取り組んでいくことで、子孫に誇れるような桂川・相模川流域づくりを進めていく考えです。

[2022年3月一部改訂]

編集後記

2002年3月発行の改訂版の増刷版をお届けします。改訂版発行から20年経ったということで在庫がなくなりました。そこで増刷することにしました。

「改訂版」は、1998年1月の流域協議会発足から4年の歳月をかけて、山梨・神奈川両県の多くの部局の方々も加わって議論を重ねて、流域協議会発足時には抽象的な内容であった「アジェンダ21桂川・相模川」を実行可能な行動計画として、かなり具体的な内容で合意をすることが出来たものと考えています。

1997年の河川法改正で、市民参加とともに、これまでの治水・利水に加えて環境の視点が入ってきた直後ということもあり、アジェンダ専門部会には毎回40名以上の方々が集まって、それぞれの立場からの本音の意見が提出されて、それは熱い議論の4年間でした。市民側の意見は、1999年5月発行の「アジェンダ21桂川・相模川市民案」という冊子にまとめられています。

「改訂版」という形で、この議論が合意をみたことは画期的なことであると私たちは考えています。私たちは、この合意に至る議論を大切にしたいと考えています。しかしながら20年という歳月は重く、国側も当時の環境庁・建設省から環境省・国土交通省へと変わっており、山梨・神奈川両県の部局も国側の省庁再編に合せた機構再編もあって、一方では各自治体も平成の大合併で様変わりしました。

増刷にあたっては、当時の合意に至る議論を尊重しつつ、20年後の現状に合せた最低限の改訂は行ないつつ、できるだけ当時の合意の形を残していくように編集作業を進めてまいりました。

市民部会 有井一雄

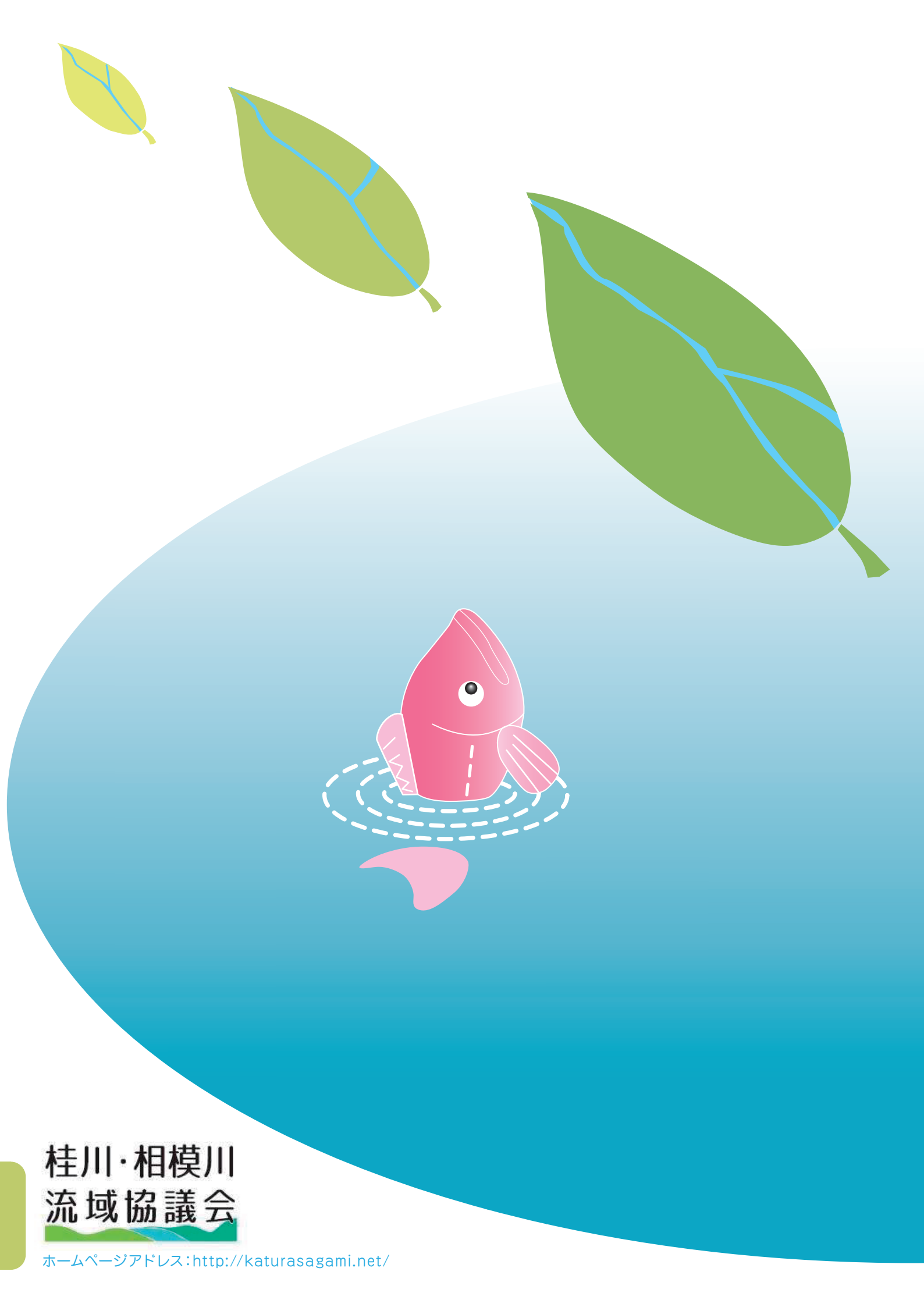
清く豊かに川は流れる
「アジェンダ21 桂川・相模川」

1998年1月策定
2002年3月改訂版発行
2022年3月増刷

編集発行 桂川・相模川流域協議会

事務局 山梨県林政部富士・東部林務環境事務所
〒402-0054 山梨県都留市田原2-13-43
電話 0554-45-7811

神奈川県環境農政局緑政部水源環境保全課
〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1
電話 045-210-1111



桂川・相模川
流域協議会

ホームページアドレス：<http://katurasagami.net/>